

改 正 後	改 正 前
<u>農地集積・集約化等対策事業実施要綱</u>	<u>農地集積・集約化対策事業実施要綱</u>
第 1・第 2 [略]	第 1・第 2 [略]
第 3 事業の内容	第 3 事業の内容
1 農地中間管理機構事業	1 農地中間管理機構事業
[略]	[略]
(1) 借受農地管理等事業	(1) 借受農地管理等事業
機構が借り受けた [※] 農用地等の賃料 <u>又は</u> 保全管理 <u>及び新規就農者向けの[※]研修事業に活用する農業用ハウスの設置</u> に要する経費について <u>補助</u> します。	機構が借り受けた [※] 農用地等の賃料 <u>及び</u> 保全管理に要する経費について <u>補助金を交付</u> します。
[削る]	
<u>(2) 農地中間管理事業等推進事業</u>	<u>(2) 農地集積奨励金交付事業</u>
ア 都道府県推進事業	機構が行う担い手への農地集積・集約化を促進し、併せて機構における農地の滞留を防止する観点から、機構の貸付率に応じて奨励金を交付します。
[※] 農地中間管理事業の推進のため都道府県が行う事業推進活動及び指導監督等の事業について <u>補助</u> します。	<u>(3) 農地中間管理事業等推進事業</u>
イ 農地中間管理機構運営事業	ア 都道府県推進事業
機構の運営及び業務委託等に必要な経費について <u>補助</u> します。	[※] 農地中間管理事業の推進のため都道府県が行う事業推進活動及び指導監督等の事業について <u>補助金を交付</u> します。
ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業（平成 25 年度補正予算事業）	イ 農地中間管理機構運営事業
都道府県が企業の農業参入を促進するために行う企業リストの作成及び企業参入セミナーの開催等に必要な経費について <u>補助</u> します。	機構の運営及び業務委託等に必要な経費について <u>補助金を交付</u> します。
<u>(3) 企業参入促進事業</u>	ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業（平成 25 年度補正予算事業）
企業の農業参入を促進するためのフェアの開催等に要する経費について <u>補助</u> します。	都道府県が企業の農業参入を促進するために行う企業リストの作成及び企業参入セミナーの開催等に必要な経費について <u>補助金を交付</u> します。
	<u>(4) 企業参入促進事業</u>
	企業の農業参入を促進するためのフェアの開催等に要する経費について <u>補助金を交付</u> します。

2 遊休農地解消緊急対策事業

担い手への農地集積・集約化を促進するため機構が行う、機構自らが借り受けた遊休農地に対する簡易な整備に要する経費について、別記2により補助します。

3 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、別記3-1及び別記3-2により補助します。

(1)～(3) [略]

(4) 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する(1)から(3)までの協力金及び奨励金の交付に要する経費を補助します。

(5) [略]

4 機構集積支援事業

機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により、農業委員会が置かれていない市町村にあつては市町村。以下「農業委員会等」といいます。）が関連する業務を適切に実施できるよう、次の事業に係る経費について、別記4により交付します。

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

農地法等に基づき農業委員会等が行う事務（農地等の利用関係の調整、農地の利用状況調査、所有者等の利用意向調査、農地台帳の整備及び所有者不明農地の権利関係調査等）に要する経費について交付金を交付します。

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業

優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、農業委員会等が行う農業委員等の資質向上のための活動等に要する経費について交付金を交付します。

(3) [略]

(4) 全国的な農地利用調整活動等への支援事業

[新設]

2 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、別記2-1及び別記2-2により補助します。

(1)～(3) [略]

(4) 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する(1)及び(2)の協力金の交付に要する経費を補助します。

(5) [略]

3 機構集積支援事業

農地中間管理機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により、農業委員会が置かれていない市町村にあつては市町村。以下「農業委員会等」といいます。）が関連する業務を適切に実施できるよう、次の事業に係る経費について、別記3により交付します。

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

農地法等に基づき農業委員会等が行う事務（農地等の利用関係の調整、農地の利用状況調査、所有者等の利用意向調査、農地台帳の整備、所有者不明農地の権利関係調査及び農地所有者等の意向確認調査等）に要する経費について交付金を交付します。

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業

優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、農業委員会等が行う人・農地プランの実質化に係る活動及び農地集積の推進活動並びに農業委員等の資質向上のための活動等に要する経費について交付金を交付します。

(3) [略]

(4) 全国的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次の事業に要する経費について補助します。

ア 情報収集・分析事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の活動等に必要な情報を収集・分析するために必要な経費について補助します。

イ 情報提供・指導事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の職員等を対象とした研修会の開催、研修教材の作成、取組状況の点検等に必要な経費について補助します。

(5) 農地情報公開システム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農林水産省経営局長（以下「経営局長」といいます。）が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体（以下「システム管理団体」といいます。）が行う次の事業に要する経費について補助します。

ア 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整、研修会の実施、農地に関する相談対応等に要する経費

イ 農地情報公開システムの保守・運用の取組に要する経費

ウ 農業委員会等が把握した農地等の出し手・受け手の意向等の情報のデータベース（以下「全国データベース」といいます。）の構築に要する経費

エ 農地情報公開システムを活用して行われる、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第102条に基づく農地台帳と住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合作業に対する支援に要する経費

[削る]

[削る]

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次の事業に要する経費について補助金を交付します。

ア 情報収集・分析事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の活動等に必要な情報を収集・分析するために必要な経費について補助金を交付します。

イ 情報提供・指導事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の職員等を対象とした研修会の開催、研修教材の作成、取組状況の点検等に必要な経費について補助金を交付します。

(5) 農地情報公開システム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次の事業に要する経費について補助金を交付します。

ア 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整、研修会の実施等に要する経費について補助金を交付します

イ 農地情報公開システムの保守・運用の取組に要する経費について補助金を交付します。
[新設]

ウ 農地情報公開システムを活用して行われる、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第102条に基づく農地台帳と住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合作業に対する支援に要する経費について補助金を交付します。

エ 農地情報公開システムにおけるRPA（ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化のこと。以下同じです。）の開発整備・保守・運用の取組に要する経費について補助金を交付します。

4 農地情報一元的管理加速化事業

農地情報公開システムと次のシステムとを連携するため、農地情報公開システムの改修に必要な経費について、別記4により補助します。

(1) 農林水産省共通申請サービス（農林水産省が所管する法律や補助金等の様々な行政手続きを電子申請できるシステム（以下「申請サービス」という。））

(2) 農林水産省情報公共管理システム（農業関係機関が管理する農地の権利関係、農作業受託、作物等の農地情報を地図上で一元的に管理するシステム（以下「地理情報システム」という。））

5 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会が管内の農地等の所有者等に対して、規模縮小、規模拡大等に関する意向等を迅速に把握するとともに、当該情報を速やかに市町村、機構等の関係機関と共有するためのタブレット端末の導入に必要となる経費について、別記5により補助します。

第4 事業の仕組み

1 都道府県基金事業

(1) 第3の1の(1) 及び(2)並びに3の(1)から(4)までの事業については、令和3年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

(2) [略]

2 農地中間管理機構事業のうち借受農地管理等事業及び農地中間管理事業等推進事業、遊休農地解消緊急対策事業並びに機構集積協力金交付事業

(1) 第3の1の(1) 並びに(2)のア及びイ、2並びに3の事業については、次により補助事業として実施します。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、経営局長が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体（以下「参入促進団体」といいます。）に対して補助金を交付します。

(3) [略]

3 企業参入促進事業

5 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会が管内の農地等の所有者等に対して、規模縮小、規模拡大等に関する意向等を迅速に把握するとともに、当該情報を速やかに市町村、農地中間管理機構等の関係機関と共有するためのタブレット端末の導入に必要となる経費について、別記5により補助します。

第4 事業の仕組み

1 都道府県基金事業

(1) 第3の1の(1) から(3)まで及び2の(1)から(4)までの事業については、令和3年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

(2) [略]

2 借受農地管理等事業、農地集積奨励金交付事業、農地中間管理事業等推進事業及び機構集積協力金交付事業

(1) 第3の1の(1)、(2)並びに(3)のア及びイ並びに2の事業については、次により補助事業として実施します。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、農林水産省経営局長（以下「経営局長」といいます。）が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体（以下「参入促進団体」といいます。）に対して補助金を交付します。

(3) [略]

3 企業参入促進事業

(1) 第3の1の (3) の事業は、次により実施します。

(2)・(3) [略]

4 機構集積支援事業

(1) 第3の4 の事業は、次により実施します。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構及びシステム管理団体に対して補助金を交付します。

(3) [略]

(4) 全国農業委員会ネットワーク機構及びシステム管理団体は、経営局長への申請に基づき、本事業を実施します。

[削る]

5 [略]

第5 事業実施主体

1 農地中間管理機構事業

(1) [略]

[削る]

(2)・(3) [略]

2 遊休農地解消緊急対策事業

本事業の事業実施主体は、機構とします。

(1) 第3の1の (4) の事業は、次により実施します。

(2)・(3) [略]

4 機構集積支援事業

(1) 第3の3 の事業は、次により実施します。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、都道府県及び全国農業委員会ネットワーク機構に対して補助金を交付します。

(3) [略]

(4) 全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長への申請に基づき、本事業を実施します。

5 農地情報一元的管理加速化事業

(1) 第3の4の事業は、次により実施します。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、全国農業委員会ネットワーク機構に対して補助金を交付します。

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長への申請に基づき、本事業を実施します。

6 [略]

第5 事業実施主体

1 農地中間管理機構事業

(1) [略]

(2) 農地集積奨励金交付事業

本事業の事業実施主体は、都道府県とします。

(3)・(4) [略]

[新設]

3 [略]

4 機構集積支援事業

(1)～(4) [略]

(5) 農地情報公開システム管理事業

本事業の事業実施主体は、システム管理団体とします。

[削る]

5 [略]

第6 都道府県基金事業の実施等

1 [略]

2 事業資金の管理

(1) [略]

(2) 都道府県は、造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用をしてはならないものとします。

ただし、次に掲げる流用については、この限りではありません。

ア 第3の3の(1)から(4)までの事業資金相互間の流用

イ ア以外の流用(第3の1の事業の事業資金相互間並びに第3の1及び3の事業間の流用に限る。)であって、第6の3の(3)のイにより申請し、第6の3の(4)の承認を受けた場合

(3)～(5) [略]

(6) 都道府県は、第5の1及び3の事業実施主体から本事業に要する経費の返還があった場合は、これを各事業資金に繰り入れるものとします。

3 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

2 [略]

3 機構集積支援事業

(1)～(4) [略]

(5) 農地情報公開システム管理事業

本事業の事業実施主体は、全国農業委員会ネットワーク機構とします。

4 農地情報一元的管理加速化事業

本事業の事業実施主体は、全国農業委員会ネットワーク機構とします。

5 [略]

第6 都道府県基金事業の実施等

1 [略]

2 事業資金の管理

(1) [略]

(2) 都道府県は、造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用をしてはならないものとします。

ただし、次に掲げる流用については、この限りではありません。

ア 第3の2の(1)から(4)までの事業資金相互間の流用

イ ア以外の流用(第3の1の事業の事業資金相互間並びに第3の1及び2の事業間の流用に限る。)であって、第6の3の(3)のイにより申請し、第6の3の(4)の承認を受けた場合

(3)～(5) [略]

(6) 都道府県は、第5の1及び2の事業実施主体から本事業に要する経費の返還があった場合は、これを各事業資金に繰り入れるものとします。

3 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

(1) [略]

(2) 機構集積協力金交付事業

市町村が、第5の3の(1)から(4)までの事業実施主体として事業を実施する場合は、市町村長は、市町村機構集積協力金交付事業（年度別）実施計画（別紙様式第3号。以下「市町村計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、都道府県知事へ承認の申請をしてください。

ただし、第5の3の(1)のイの規定に基づき都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施する場合は、都道府県知事が当該市町村に係る市町村計画を作成します。

(3)～(5) [略]

(6) 機構計画等、都道府県計画及び都道府県基金の事業資金活用計画について、以下の変更が生じた場合、(1)から(5)までの手続を準用してください。

ア [略]

イ 第3の1及び3の事業ごとに事業費又は国庫補助金の3割を超える増減

ウ 第3の1及び3に掲げる事業の中止又は新規の実施

エ [略]

4～7 [略]

8 都道府県基金事業の終了等

(1) 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、都道府県基金事業について終了又は変更を命ずることができることとします。

ア 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」といいます。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「補助金適正化法施行令」といいます。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」といいます。）、本実施要綱若しくは農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。）又はこれらに基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

イ～エ [略]

(1) [略]

(2) 機構集積協力金交付事業

市町村が、第5の2の事業実施主体として事業を実施する場合は、市町村長は、市町村機構集積協力金交付事業（年度別）実施計画（別紙様式第3号。以下「市町村計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、都道府県知事へ承認の申請をしてください。

ただし、第5の2の(1)のイの規定に基づき都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施する場合は、都道府県知事が当該市町村に係る市町村計画を作成します。

(3)～(5) [略]

(6) 機構計画等、都道府県計画及び都道府県基金の事業資金活用計画について、以下の変更が生じた場合、(1)から(5)までの手続を準用してください。

ア [略]

イ 第3の1及び2の事業ごとに事業費又は国庫補助金の3割を超える増減

ウ 第3の1及び2に掲げる事業の中止又は新規の実施

エ [略]

4～7 [略]

8 都道府県基金事業の終了等

(1) 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、都道府県基金事業について終了又は変更を命ずることができることとします。

ア 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」といいます。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「補助金適正化法施行令」といいます。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」といいます。）、本実施要綱若しくは農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。）又はこれらに基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

イ～エ [略]

(2)・(3) [略]

第7 農地中間管理機構事業のうち借受農地管理等事業及び農地中間管理事業等推進事業並びに機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業

第4の2により補助事業として実施する場合(補助事業と都道府県基金事業を同時に実施する場合を含みます。)の借受農地管理等事業、農地中間管理機構事業等推進事業、地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業（以下「借受農地管理等事業等」といいます。）に係る事業計画の作成及び承認等の手続については、次のとおりとします。

1 事業計画の作成と承認手続等

借受農地管理等事業等の実施に係る機構計画、市町村計画及び都道府県計画の作成、承認申請及び承認並びに計画変更の手続については、第6の3の手続に準じて行うこととします。なお、都道府県計画の承認申請については、交付要綱第4の規定による交付申請書に添付することとし、その際は、交付要綱第6の規定による地方農政局長等からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第16の1による交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

2 事業の完了報告

借受農地管理等事業等の完了報告に係る手続については、第6の5の手続に準じて行うこととします。なお、都道府県事業完了報告書については、交付要綱第14の規定による実績報告書に添付することにより、報告するものとします。

3 [略]

第8 企業参入促進事業

1 事業実施計画の作成と承認手続等

(1) 参入促進団体は、企業参入促進事業実施計画（別紙様式第7号。以下「参入促進計画」といいます。

(2)・(3) [略]

第7 借受農地管理等事業、農地集積奨励金交付事業、農地中間管理事業等推進事業、地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業

第4の2により補助事業として実施する場合の借受農地管理等事業、農地集積奨励金交付事業、農地中間管理機構事業等推進事業、地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業（以下「借受農地管理等事業等」といいます。）に係る事業計画の作成及び承認等の手続については、次のとおりとします。

1 事業計画の作成と承認手続等

借受農地管理等事業等の実施に係る機構計画、市町村計画及び都道府県計画の作成、承認申請及び承認並びに計画変更の手続については、第6の3の手続に準じて行うこととします。

2 事業の完了報告

借受農地管理等事業等の完了報告に係る手続については、第6の5の手続に準じて行うこととします。

3 [略]

第8 企業参入促進事業

1 事業実施計画の作成と承認手続等

(1) 参入促進団体は、企業参入促進事業実施計画（別紙様式第7号。以下「参入促進計画」といいます。

す。)を作成し、交付要綱第4の規定による交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6の規定による農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

[削る]

(2) 参入促進団体は、参入促進計画に交付要綱第9の規定による変更が生じた場合は、同規定による変更等承認申請書に変更後の参入促進計画を添付してください。なお、その際は、交付要綱第9の規定による農林水産大臣からの変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

2 事業の完了報告

参入促進団体は、企業参入促進事業が完了したときは、企業参入促進事業完了報告書（別紙様式第7号。以下「参入促進事業完了報告書」といいます。）を作成し、交付要綱第14の規定による実績報告書に添付することにより、経営局長へ報告してください。

[削る]

第9 遊休農地解消緊急対策事業

1 事業計画の作成と承認手続等

(1) 機構が、第5の2の事業実施主体として事業を実施する場合は、機構の長は、遊休農地解消緊急対策事業実施計画（別紙様式第8号。以下「遊休農地解消計画」といいます。）を作成し、都道府県知事へ提出してください。

(2) 都道府県知事は、当該計画の内容について、必要な調整を行った上で、当該計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、別紙様式第8号により作成した遊休農地解消計画を、交

す。)を作成し、経営局長へ承認の申請をしてください。

(2) 経営局長は、(1)により提出された参入促進計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を参入促進団体に通知します。また、承認した参入促進計画に基づき、補助金を交付するものとします。

(3) 参入促進団体は、参入促進計画に事業費又は国庫補助金の3割を超える増減の変更が生じた場合は、(1)及び(2)の手続に準じて、経営局長の承認を受けてください。

2 事業の完了報告

参入促進団体は、企業参入促進事業が完了したときは、企業参入促進事業完了報告書（別紙様式第7号。以下「参入促進事業完了報告書」といいます。）を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長へ報告してください。

3 事業の中止又は廃止

(1) 参入支援団体は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ経営局長の承認を受けてください。

(2) 経営局長は、(1)の承認をする場合はに応じて、必要に応じて条件を付すことができることとします。

[新設]

付要綱第4の規定による交付申請書に添付してください。

ただし、やむを得ない事情により、第16の1による交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、別紙様式第8号により地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(3)(2)により提出された遊休農地解消計画については、交付要綱第6の規定による地方農政局長等からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。なお、(2)のただし書により当該計画が提出された場合にあつては、地方農政局長等は、(2)により提出された当該計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。

(4) 都道府県知事は、(3)によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに機構の長に対して、当該計画を承認した旨の通知を行ってください。

(5) 当該計画について、交付要綱第9に定める変更が生じた場合は、(1)から(4)までの手続きを準用することとし、都道府県知事にあつては、作成した変更承認書を交付要綱第9の規定による変更等承認申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第9の規定による地方農政局長等からの変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

2 事業の完了報告

(1) 機構の長は、毎年度、事業が完了したときは、遊休農地解消緊急対策事業完了報告書(別紙様式第8号。以下「遊休農地解消事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事に報告してください。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された当該完了報告書の内容を確認し、別紙様式8号により作成した遊休農地解消事業完了報告書を、交付要綱第14の規定による実績報告書に添付することにより、地方農政局長等へ報告してください。

第10 機構集積支援事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1) 農業委員会等が、第5の4の(1)及び(2)の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長等は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第9号。以下「農業委員会等事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。

第9 機構集積支援事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1) 農業委員会等が、第5の3の(1)及び(2)の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長等は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第8号。以下「農業委員会等事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(3)の事業実施主体として事業を行う場合は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第9号。以下「都道府県ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。

(3) 都道府県知事は、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画について必要な調整を行った上で、計画内容が本事業実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県機構集積支援事業実施計画(別紙様式第10号。以下「都道府県支援計画」といいます。)を作成し、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画を農地集積・集約化等対策推進交付金交付要綱(以下「推進交付要綱」といいます。)第4の規定による交付申請書に添付してください。なお、その際は、推進交付要綱第6に基づく地方農政局長等からの交付決定通知をもって、都道府県支援計画の承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第16の1による交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(4) 地方農政局長等は、(3)のただし書により提出された都道府県支援計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、事業実施主体が別記3の第3に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。

(5) [略]

(6) 農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画又は都道府県支援計画について、推進交付要綱第8に定める変更が生じた場合は、(1)から(3)までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。なお、都道府県支援計画については、推進交付要綱第8の規定による変更等承認申請書に添付することとし、その際は同規定による変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

(7) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(4)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第11号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請時に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が、第5の3の(3)の事業実施主体として事業を行う場合は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第8号。以下「都道府県ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。

(3) 都道府県知事は、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画について必要な調整を行った上で、計画内容が本事業実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県機構集積支援事業実施計画(別紙様式第9号。以下「都道府県支援計画」といいます。)を作成し、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画を添えて地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(4) 地方農政局長等は、(3)により提出された都道府県支援計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、事業実施主体が別記3の第3に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。

(5) [略]

(6) 農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画又は都道府県支援計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)から(3)までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。ただし、生じた変更が別紙機構集積支援事業経費内訳の総事業費のうち交付金額の合計額が既に承認された額の同額以下の場合においては、(1)から(3)までの手続に準じて、地方農政局長等に届け出るものとし、届出をもって地方農政局長等の承認があったものとみなします。

第3の3の(1)から(3)までに掲げる事業の中止又は新規の実施

(7) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の3の(4)及び(5)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第10号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、経営局長へ承認の申請をしてください。

ただし、やむを得ない事情により、第16の1による交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(8) 経営局長は、(7)のただし書により提出された全国ネットワーク機構事業計画を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を全国農業委員会ネットワーク機構の長に通知します。

(9) 全国ネットワーク機構事業計画について、交付要綱第9に定める変更が生じた場合は、交付要綱第9の規定による変更等承認申請書に変更後の全国ネットワーク機構事業計画を添付してください。なお、その際は、交付要綱第9の規定による農林水産大臣からの変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

(10) システム管理団体は、機構集積支援事業計画（別紙様式第12号。以下「システム管理事業計画」といいます。）を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

(11) システム管理団体は、交付要綱第9に定める変更が生じた場合は、同規定による変更等承認申請書に変更後のシステム管理事業計画を添付してください。なお、その際は、交付要綱第9の規定による農林水産大臣からの変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

2 機構集積支援事業の事業完了報告

(1) 農業委員会会長等は、毎年度、1の(1)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第9号。以下「農業委員会等事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(2)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第9号。以下「都道府県ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(3) 都道府県知事は、(1)及び(2)により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第10号。以下「都道府県支援事業完了報告書」といいます。）を作成し、推進交付要綱第13に基づく実績報告書に添付することにより、地方農政局長等に提出してください。

(8) 経営局長は、(7)により提出された全国ネットワーク機構事業計画を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を全国農業委員会ネットワーク機構の長に通知します。

(9) 全国ネットワーク機構事業計画について、第3の3の(4)のA又はイ及び(5)の事業の中止又は新規の実施が生じた場合は、(7)及び(8)の手續に準じて、経営局長の承認を受けてください。

[新設]

[新設]

2 機構集積支援事業の事業完了報告

(1) 農業委員会会長等は、毎年度、1の(1)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第8号。以下「農業委員会等事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(2)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第8号。以下「都道府県ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(3) 都道府県知事は、(1)及び(2)により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第9号。以下「都道府県支援事業完了報告書」といいます。）を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10

(4) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(7)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第11号。以下「全国ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、交付要綱第14に基づく実績報告書に添付することにより、経営局長に提出してください。

(5) システム管理団体は、毎年度、1の(10)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第11号。以下「システム管理事業完了報告書」といいます。)を作成し、交付要綱第14に基づく実績報告書に添付することにより、経営局長に提出してください。

[削る]

第11 農地整備・集約協力金交付事業

1 事業計画の作成と承認手続等

(1) 対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区における市町村長は、都道府県、機構、農業委員会及び土地改良区等の関係機関並びに関係する農業者と必要な調整を行った上で、農地整備・集約協力金交付事業意向届(別記様式第14-1号。以下「意向届」といいます。)及び市町村農地整備・集約協力金交付事業実施計画(別記様式第14-2号。以下「市町村整備・集約計画」といいます。)を都道府県知事に提出します。

(2) 都道府県知事は、意向届及び市町村整備・集約計画を確認し、適当と判断する場合は、市町村整備・集約計画を基に、都道府県農地整備・集約協力金交付事業実施計画(別紙様式第14-2号。以下「都道府県整備・集約計画」といいます。)を作成し、交付要綱第4の規定による交付申請書

日)までに地方農政局長等に提出してください。

(4) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(7)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第10号。以下「全国ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長に提出してください。

[新設]

3 機構集積支援事業の中止又は廃止

(1) 都道府県は、機構集積支援事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてください。

(2) 地方農政局長等は、(1)の承認をする場合は、必要に応じて条件を付すことができることとします。

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構は、機構集積支援事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ経営局長の承認を受けてください。

(4) 経営局長は、(3)の承認をする場合は、必要に応じて条件を付すことができることとします。

第10 農地整備・集約協力金交付事業

1 事業計画の作成と承認手続等

(1) 対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区における市町村長は、都道府県、機構、農業委員会及び土地改良区等の関係機関並びに関係する農業者と必要な調整を行った上で、農地整備・集約協力金交付事業意向届(別記様式第12-1号。以下「意向届」といいます。)及び市町村農地整備・集約協力金交付事業実施計画(別記様式第12-2号。以下「市町村整備・集約計画」といいます。)を都道府県知事に提出します。

(2) 都道府県知事は、意向届及び市町村整備・集約計画を確認し、適当と判断する場合は、市町村整備・集約計画を基に、都道府県農地整備・集約協力金交付計画(別紙様式第12-2号。以下「都道府県整備・集約計画」といいます。)を作成し、別紙様式第12-3号により、地方農政局長等(た

に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6の規定による地方農政局長等からの交付決定通知を以て、承認があったものとみなします。

都道府県知事は、都道府県整備・集約計画の作成にあたっては、特に対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区における耕作条件実施要綱に定める事業計画等（以下「耕作条件事業計画等」といいます。）との整合について、留意してください。

[削る]

[削る]

(3) [略]

(4) 対象となる農地耕作条件改善事業を土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施する場合に、令附則第3条第1項の農林水産大臣が定める基準は、以下に掲げる事項が明らかなものであることとします。

ア～ウ [略]

2 事業の完了報告

(1) 市町村長は、毎年度、事業が完了したときは、市町村農地整備・集約協力金交付事業完了報告書（別紙様式第14-3号。以下「市町村整備・集約事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告します。

(2) 都道府県知事は、毎年度、市町村整備・集約事業完了報告書を基に、都道府県農地整備・集約協力金交付事業完了報告書（別紙様式第14-3号。以下「都道府県整備・集約事業完了報告書」といいます。）を作成し、交付要綱第14に基づく実績報告書に添付することにより、地方農政局長等へ報告してください。

(3)・(4) [略]

だし、北海道にあつては農村振興局長。以下農地整備・集約協力金交付事業に関して同じとします。）に対し承認の申請をしてください。本事業の承認の申請については、対象となる農地耕作条件改善事業の事業採択の申請と同時に、同じ申請先に対して行うこととします。

都道府県知事は、都道府県整備・集約計画の作成にあたっては、特に対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区における耕作条件実施要綱に定める事業計画等（以下「耕作条件事業計画等」といいます。）との整合について、留意してください。

(3) 地方農政局長等は、(2)により提出された都道府県整備・集約計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、都道府県整備・集約計画を承認するとともに、別紙様式第12-4号により、その結果を都道府県知事に通知するものとします。都道府県知事は、承認の通知を受けた場合には、遅滞なく市町村長にその写しを送付するものとします。

(4) 都道府県知事は、耕作条件事業計画等において耕作条件実施要綱に定める重要な変更が生じた場合、(1)から(3)までの手続を準用して、都道府県整備・集約計画を変更してください。

(5) [略]

(6) 対象となる農地耕作条件改善事業を土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施する場合に、令附則第3条第1項の農林水産大臣が定める基準は、以下に掲げる事項が明かなものであることとします。

ア～ウ [略]

2 事業の完了報告

(1) 市町村長は、毎年度、事業が完了したときは、市町村農地整備・集約協力金交付事業完了報告書（別紙様式第12-5号。以下「市町村整備・集約事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告します。

(2) 都道府県知事は、毎年度、市町村整備・集約事業完了報告書を基に、都道府県農地整備・集約協力金交付事業完了報告書（別紙様式第12-5号。以下「都道府県整備・集約事業完了報告書」といいます。）を作成し、地方農政局長等へ報告してください。

(3)・(4) [略]

3 [略]

[削る]

第12 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業

1 事業実施計画の作成の手続

(1) 農業委員会会長は、農業委員会が第5の5の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業実施計画（別紙様式第15号。以下「業務効率化支援事

3 [略]

第11 農地情報一元的管理加速化事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、農地情報一元的管理加速化事業実施計画（別紙様式第13号。以下「加速化事業計画」といいます。）を作成し、経営局長へ承認の申請をしてください。

(2) 経営局長は、(1)により提出された加速化事業計画を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を全国農業委員会ネットワーク機構の長に通知します。

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、加速化事業計画に事業費の3割を超える増減が生じた場合は、(1)及び(2)の手続に準じて、経営局長の承認を受けてください。

2 事業の完了報告

全国農業委員会ネットワーク機構の長は、農地情報一元的管理加速化事業が完了したときは、農地情報一元的管理加速化事業完了報告書（別紙様式第13号。以下「加速化事業完了報告書」という。）を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長に提出してください。

3 事業の中止又は廃止

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、農地情報一元的管理加速化事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ経営局長の承認を受けてください。

(2) 経営局長は、(1)の承認をする場合は、必要に応じて条件を付すことができることとします。

第12 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業

1 事業実施計画の作成の手続

(1) 農業委員会会長は、農業委員会が第5の5の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業実施計画（別紙様式第14号。以下「業務効率化支援事

業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事に提出してください。

(2)・(3) [略]

2 事業の完了報告

(1) 農業委員会会長は、事業が完了したときは、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業完了報告書(別紙様式第15号。以下「業務効率化支援事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事に提出してください。

(2) 都道府県知事は、(1)により管内の農業委員会会長から提出された業務効率化支援事業完了報告書を取りまとめ、交付要綱第14に基づく地方農政局長等への実績報告書を作成してください。

第13 国及び都道府県等による補助等

1 国の補助等

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費(別表2に掲げるものに限り)を対象として、都道府県、機構、全国農業委員会ネットワーク機構、システム管理団体及び参入促進団体に対して補助金等を交付します。

2 都道府県の補助等

(1) [略]

(2) 遊休農地解消緊急対策事業

ア 機構は、都道府県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費(別表2に掲げるものに限り)について、都道府県に対して交付の申請をしてください。

イ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、第9の1の(2)の遊休農地解消計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

(3) 機構集積支援事業

ア・イ [略]

ウ 都道府県は、アの交付金の交付に当たっては、第10の1の(3)の都道府県支援計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事に提出してください。

(2)・(3) [略]

2 事業の完了報告

(1) 農業委員会会長は、事業が完了したときは、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業完了報告書(別紙様式第14号。以下「業務効率化支援事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事に提出してください。

(2) 都道府県知事は、(1)により管内の農業委員会会長から提出された業務効率化支援事業都道府県完了報告書を取りまとめ、交付要綱第14に基づく地方農政局長等への実績報告書を作成してください。

第13 国及び都道府県等による補助等

1 国の補助等

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費(別表2に掲げるものに限り)を対象として、都道府県、機構、全国農業委員会ネットワーク機構及び参入促進団体に対して補助金等を交付します。

2 都道府県の補助等

(1) [略]

[新設]

(2) 機構集積支援事業

ア・イ [略]

ウ 都道府県は、アの交付金の交付に当たっては、第9の1の(3)の都道府県支援計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

(4)・(5) [略]

第14 補助金等の返還等

- 1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、企業参入促進事業完了報告書、遊休農地解消事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム管理事業完了報告書若しくは都道府県農地整備・集約事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構、システム管理団体又は参入促進団体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。
- 2 都道府県は、国から1に基づき補助金等の返還命令があった場合は、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業又は機構集積支援事業の事業実施主体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。
- 3 都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業又は機構集積支援事業の終了後において、事業実施主体から補助金等の返還があった場合には、都道府県は、これを国に納付してください。
- 4 [略]

第15 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業、機構集積支援事業、農地情報一元的管理加速化事業及び農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、機構計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、遊休農地解消計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、システム管理事業計画、都道府県農地整備・集約計画、業務効率化

(3)・(4) [略]

第14 補助金等の返還等

- 1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、企業参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県農地整備・集約事業完了報告書若しくは加速化事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構又は参入促進団体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。
- 2 都道府県は、国から1に基づき補助金等の返還命令があった場合は、都道府県基金事業等又は機構集積支援事業の事業実施主体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。
- 3 都道府県基金事業等又は機構集積支援事業の終了後において、事業実施主体から補助金等の返還があった場合には、都道府県は、これを国に納付してください。
- 4 [略]

第15 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、機構集積支援事業、農地情報一元的管理加速化事業及び農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、都道府県農地整備・集約計画、加速化事業計画、業務効率化支援事業計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了

支援事業計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、遊休農地解消事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム管理事業完了報告書、都道府県農地整備・集約事業完了報告書、業務効率化支援事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の7の(1)による都道府県基金事業の終了の年度又は第3の1から4までの事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間(第3の3の事業に関連するものは10年間)保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

第16 事業の着手

1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」といいます。)後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2、3及び4の(1)から(4)までの事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、都道府県、参入促進団体及び全国農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県等」といいます。)は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(別紙様式第13号)を地方農政局長等に提出することとします。なお、第3の4の(3)の事業(農地情報公開システムの利用に係る経費に限る。)及び(5)のイの事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしますが、交付決定前着手届の提出は不要とします。

2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合、都道府県等は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行ってください。

また、この場合、都道府県等は、交付要綱第4及び推進交付要綱第4の規定による申請書の提出に

報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県農地整備・集約事業完了報告書、加速化事業完了報告書、業務効率化支援事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の8の(1)による都道府県基金事業の終了の年度又は第3の1から4までの事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間(第3の2の事業に関連するものは10年間)保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

第16 事業の着手

1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」といいます。)後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2、及び3の(1)から(4)までの事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、都道府県、参入促進団体及び全国農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県等」といいます。)は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(別紙様式第11号)を地方農政局長等に提出することとします。なお、第3の3の(3)の事業(農地情報公開システムの利用に係る経費に限る。)及び(5)のイの事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしますが、交付決定前着手届の提出は不要とします。

2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合、都道府県等は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行ってください。

また、この場合、都道府県等は、交付要綱第4の規定による申請書の提出に当たっては、申請書の

<p>当たっては、申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>第17 関係施策との連携</p> <p>都道府県、都道府県基金事業等、<u>遊休農地解消緊急対策事業</u>及び機構集積支援事業の事業実施主体は、都道府県基金事業等、<u>遊休農地解消緊急対策事業</u>又は機構集積支援事業を実施するに当たり、[※]人・農地プランの実質化支援等並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成30年4月1日付け29政統第1973号農林水産事務次官依命通知）、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）及び中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）に係る取組と連携しながら推進するよう努めてください。</p> <p>第18 [略]</p> <p>第19 報告及び検査</p> <p>国は、本事業が適正かつ適切に実施されたかどうかを確認するため、都道府県、機構、市町村、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構、全国農業委員会ネットワーク機構、<u>システム管理団体</u>、参入促進団体及び協力金の交付を受けた農業者等に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとします。</p> <p>第20 [略]</p>	<p>備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>第17 関係施策との連携</p> <p>都道府県、都道府県基金事業等及び機構集積支援事業の事業実施主体は、都道府県基金事業等又は機構集積支援事業を実施するに当たり、[※]人・農地プランの実質化支援等並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成30年4月1日付け29政統第1973号農林水産事務次官依命通知）、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）及び中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）に係る取組と連携しながら推進するよう努めてください。</p> <p>第18 [略]</p> <p>第19 報告及び検査</p> <p>国は、本事業が適正かつ適切に実施されたかどうかを確認するため、都道府県、機構、市町村、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構、全国農業委員会ネットワーク機構、参入促進団体及び協力金の交付を受けた農業者等に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとします。</p> <p>第20 [略]</p>
--	--

附 則（令和4年3月28日付け3経営第3130号、令和4年3月28日付け3農振第2876号）

1 この通知は、令和4年4月1日から施行します。

2 この通知による改正前の要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

改 正 後	改 正 前
<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">都道府県基金事業実施に当たっての条件</p> <p>第6の1の都道府県基金事業の実施に当たっての条件は、以下のとおりとします。</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 機構の長等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間（実施要綱第3の<u>3</u>の事業に関連するものは10年間）整備保存しなければならないこと。</p> <p>ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。</p> <p>なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができる。</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">都道府県基金事業実施に当たっての条件</p> <p>第6の1の都道府県基金事業の実施に当たっての条件は、以下のとおりとします。</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 機構の長等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間（実施要綱第3の<u>2</u>の事業に関連するものは10年間）整備保存しなければならないこと。</p> <p>ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。</p> <p>なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができる。</p>

改 正 後		改 正 前	
(別表1)		(別表1)	
[略]		[略]	
農地中間管理事業	機構法第2条第3項に規定する「農地中間管理事業」をいいます。	農地中間管理事業	機構法第2条第3項に規定する「農地中間管理事業」をいいます。
<u>新規就農者</u>	<u>機構法第2条第3項第5号に規定する「新たに農業経営を営もうとする者」をいいます。</u>	[新設]	[新設]
<u>研修事業</u>	<u>機構法第2条第3項第5号に規定する「農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修」をいいます。</u>	[新設]	[新設]
<u>遊休農地</u>	<u>農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいいます。</u> <u>ただし、遊休農地解消緊急対策事業における遊休農地は農地法第32条第1項第1号に該当する農地のうち「農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号農林水産省経営局長、21農振第1598号農林水産省農村振興局長）」の第3の1の(3)のアの(ウ)のaに規定された「人力・農業用機械で草刈り・耕起・拔根・整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地」をいいます。</u>	[新設]	[新設]
<u>所有者不明農地</u>	<u>農地法第41条第2項により準用する同法第39条第1項の裁定について同法第41条第3項の規定による公告があったときに同条第4項により機構が利用権を取得した農地又は基盤法第21条の3に基づく公示に係る農用地等のうち、同法第20条により機構が利用権を取得した農用地等をいいます。</u>	[新設]	[新設]
<u>農地相談員</u>	<u>機構の現場活動（新規就農者向けの研修用農用地等の確保、土地改良事業の実施に向けた地元への働きかけ等）等の業務を実施する機構の職員をいいます。</u>	[新設]	[新設]
<u>農用地区域</u>	<u>農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」といいます。）第8条第2項第1号に規定する「農用地区域」をいいます。</u>	[新設]	[新設]
[略]	[略]	[略]	[略]
特定農作業受委託契約	[略]	特定農作業受委託契約	[略]
<u>管理耕作</u>	<u>福島県営農再開支援事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2875号農振水産事務次官依命通知）別記5に基づいて営農再開するまでの間、作業受託組織等が一時的に農地の管理耕作を受託する取組のことをいいます。</u>	[新設]	[新設]
経営転換	[略]	経営転換	[略]

[略]	
農業振興地域	<u>農振法</u> 第6条第1項の規定により指定された「農業振興地域」をいいます。
[略]	[略]
[削る]	[削る]
[略]	[略]
白紙委任	<p><u>旧農地利用集積円滑化団体</u>又は旧農地保有合理化法人（以下「<u>旧農地集積円滑化団体等</u>」）と、10年以上を委任期間として農地の貸付け（<u>特定農作業委託</u>を含みます。）の相手先を指定せず、かつ、次のいずれかの内容について委任を行う旨が書面により意思表示されている委任契約を締結することをいいます。</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ <u>旧農地利用集積円滑化団体</u>等に農地の所有者が農地の利用権を設定した場合は、当該農地の転貸について6年以上（基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転を行うことを目的に白紙委任する場合には5年）の利用権の設定及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限り。）</p> <p>なお、<u>旧農地利用集積円滑化団体</u>等が、農地の受け手との間で契約を締結する際に、地域の合意の下で行われるBRの取組により6年以上の利用権の設定又は<u>特定農作業委託契約</u>の締結が困難な場合は、BRの取組計画書に基づき期間の設定を行うことが可能です。</p>
[略]	[略]

[略]	
農業振興地域	<u>農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）</u> 第6条第1項の規定により指定された「農業振興地域」をいいます。
[略]	[略]
<u>遊休農地</u>	<u>農地法</u> 第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいいます。
[略]	[略]
白紙委任	<p><u>農地利用集積円滑化団体</u>又は旧農地保有合理化法人（以下「<u>農地集積円滑化団体等</u>」）と、10年以上を委任期間として農地の貸付け（<u>農作業委託</u>を含みます。）の相手先を指定せず、かつ、次のいずれかの内容について委任を行う旨が書面により意思表示されている委任契約を締結することをいいます。</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ <u>農地利用集積円滑化団体</u>等に農地の所有者が農地の利用権を設定した場合は、当該農地の転貸について6年以上（基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転を行うことを目的に白紙委任する場合には5年）の利用権の設定及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限り。）</p> <p>なお、<u>農地利用集積円滑化団体</u>等が、農地の受け手との間で契約を締結する際に、地域の合意の下で行われるBRの取組により6年以上の利用権の設定又は<u>農作業委託契約</u>の締結が困難な場合は、BRの取組計画書に基づき期間の設定を行うことが可能です。</p>
[略]	[略]

(別表2)

[略]			
1 <u>借受農地管理等事業</u>	[削る]		[削る]
<u>賃料</u>	<u>第3の1の(1)の事業を実施するために</u>		<u>7/10以</u>

(別表2)

[略]			
1 <u>借受農地管理等事業費</u>	<u>第3の1の(1)の事業を実施するために直接に必要な農用地等の賃料。保全管理経費（管理経費（委託費を含む。）、土地改良区等から徴収される賦課金等、共同出役に代えて支払う金銭（委託費を含む。）</u>		<u>7/10</u>
[新設]			

	<u>必要な農用地等の賃料</u>		<u>内</u>	
	<u>第3の1の(1)の事業を実施するために必要な新規就農者向けの研修に供する目的及び新規就農者に転貸する目的で借り受けた農用地等の賃料(研修用農用地等については、機構が研修用として借り受けてから機構が研修を実施している間の期間(新規就農者等へ貸し付けた後の期間は除きます。)、就農用農用地等については、機構が就農用として借り受けてから新規就農者へ貸し付けるまでの期間が対象。)</u>		<u>9.5/10以内</u> <u>ただし、新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等に、遊休農地又は[*]所有者不明農地を含む場合は、定額</u>	[新設]
<u>保全管理経費</u>	<u>第3の1の(1)の事業を実施するために必要な保全管理経費(管理経費(委託費を含みます。)、土地改良区等から徴収される賦課金等、共同出役に代えて支払う金銭(委託費を含みます。))、支障物の撤去費</u>		<u>7/10以内</u>	[新設]
<u>研修用の農業用ハウスの資材費</u>	<u>第3の1の(1)の事業を実施するために必要な研修用の農業用ハウスの設置時に要する資材費</u>	<u>機構が研修に活用した後に、新規就農者等に貸し出す農業用ハウスの経費は対象外</u>	<u>定額</u>	[新設]
<u>研修用の農業用ハウスの設置費</u>	<u>第3の1の(1)の事業を実施するために必要な研修用の農業用ハウスの設置費</u>	<u>機構が研修に活用した後に、新</u>	<u>定額</u>	[新設]

			<u>規就農者等に貸し出す農業用ハウスの経費は対象外</u>				
[削る]					<u>2 農地集積奨励金</u>	<u>第3の1の(2)の事業により交付される奨励金</u>	<u>定額</u>
<u>2 農地中間管理事業等推進事業</u>					<u>3 農地中間管理事業等推進事業</u>		
謝金	第3の1の(1)及び <u>(2)</u> の事業を実施するために必要とする事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼		[略]	謝金	第3の1の(1)及び <u>(3)</u> の事業を実施するために <u>直接に</u> 必要とする事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼		[略]
旅費	第3の1の(1)及び <u>(2)</u> の事業を実施するために必要な都道府県、機構の経費及び専門家等に支払う経費		[略]	旅費	第3の1の(1)及び <u>(3)</u> の事業を実施するために <u>直接に</u> 必要な都道府県、機構の経費及び専門家等に支払う経費		[略]
事務等経費	第3の1の(1)及び <u>(2)</u> の事業を実施するために必要な印刷製本費、通信運搬費、 <u>タブレットの端末管理ツール費</u> 、借受・貸付希望者宣伝費(第3の1の事業で機構が行うものに限ります。)、雑役務費(手数料、自動車損害保険料(第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限ります。))等)、借上費(会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料)、事務所等使用料(負担金)、消耗品、賃金・報酬・給料(臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価)、職員手当等(臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限ります。)、共済費(臨時雇用者、機構役職員等の賃金・報酬・給		[略]	事務等経費	第3の1の(1)及び <u>(3)</u> の事業を実施するために <u>直接に</u> 必要な印刷製本費、通信運搬費、借受・貸付希望者宣伝費(第3の1の事業で機構が行うものに限ります。)、雑役務費(手数料、自動車損害保険料(第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限ります。))等)、借上費(会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料)、事務所等使用料(負担金)、消耗品、賃金・報酬・給料(臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価)、職員手当等(臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限ります。)、共済費(臨時雇用者、機構役職員等の賃金・報酬・給料に係る社会保険料及び子ども・		[略]

		料に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)、労働者派遣料、弁護士相談料(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)、市町村等(機構法第19条第1項に規定する「市町村等」をいいます。)に対する農用地利用配分計画の原案作成に係る協力金(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)				子育て拠出金)、労働者派遣料、弁護士相談料(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)、市町村等(機構法第19条第1項に規定する「市町村等」をいいます。)に対する農用地利用配分計画の原案作成に係る協力金(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)			
	備品費	第3の1の(1)及び(2)の事業の実施するために必要な貨客兼用自動車、事務用機、椅子書庫ロッカー、タブレット(第3の1の(1)及び(2)の事業で機構が購入するものに限ります。)	[略]	[略]		備品費	第3の1の(1)及び(3)の事業の実施するために直接に必要な貨客兼用自動車、事務用機、椅子書庫ロッカー(第3の1の(1)及び(3)の事業で機構が購入するものに限ります。)	[略]	[略]
	委託費	第3の1の(2)のイの事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に支払う実働に応じた賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費等を含みます。)	[略]	[略]		委託費	第3の1の(3)のイの事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に支払う実働に応じた賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費等を含みます。)	[略]	[略]
	[中略]					[中略]			
	3 企業参入促進事業					4 企業参入促進事業			
	謝金	第3の1の(3)の事業を実施するために直接に必要な、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者及び講師等に対する謝金		[略]		謝金	第3の1の(4)の事業を実施するために直接に必要な、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者及び講師等に対する謝金		[略]
	旅費	第3の1の(3)の事業を実施するために直接に必要な ① 会議、打合せに出席した職員その他の出席者に対して支払う旅費 ② 講師に対して支払う旅費		[略]		旅費	第3の1の(4)の事業を実施するために直接に必要な ① 会議、打合せに出席した職員その他の出席者に対して支払う旅費 ② 講師に対して支払う旅費		[略]
	事務等経費	第3の1の(3)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、宣伝費、雑務費(手数料、印紙代)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品、賃金(事業を実施するために臨時的		[略]		事務等経費	第3の1の(4)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、宣伝費、雑務費(手数料、印紙代)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品、賃金(事業を実施するために臨時的に		[略]

		に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価)、専門員等設置費(本事業を実施するため、新たに雇用した専門員(企画・運営、各種調査、分析、相談等業務を行うための専門技術・知識を有する者)に対して支払う実働に応じた対価)、技能者給(本事業を実施するため、追加的に必要となる専門的知識、技能を要する業務に対して支払う実働に応じた対価)、諸手当、共済費(社会保険料及び子ども・子育て拠出金)					雇用した者に対して支払う実働に応じた対価)、専門員等設置費(本事業を実施するため、新たに雇用した専門員(企画・運営、各種調査、分析、相談等業務を行うための専門技術・知識を有する者)に対して支払う実働に応じた対価)、技能者給(本事業を実施するため、追加的に必要となる専門的知識、技能を要する業務に対して支払う実働に応じた対価)、諸手当、共済費(社会保険料及び子ども・子育て拠出金)			
	委託費	<u>第3の1の(3)</u> の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金、共済費等を含みます。)		[略]			委託費	<u>第3の1の(4)</u> の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金、共済費等を含みます。)		[略]
	[略]						[略]			
4	<u>遊休農地解消緊急対策事業</u>	<u>第3の2の事業を実施するために必要な遊休農地の解消経費(遊休農地に実施する簡易な整備(草刈り、抜根(ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除きます。)、整地等)に要する経費)</u>		<u>定額</u> <u>ただし、</u> <u>上限単</u> <u>価を10</u> <u>アール</u> <u>当たり</u> <u>43千円</u> <u>としま</u> <u>す。</u>			[新設]			
5	<u>機構集積協力金交付事業</u>						5	<u>機構集積協力金交付事業費</u>		
	機構集積協力金	<u>第3の3の(1)から(3)まで及び(5)</u> の事業により交付される協力金		[略]			機構集積協力金	<u>第3の2の(1)、(2)及び(4)</u> の事業により交付される協力金		[略]
	推進事業費	<u>第3の3の(4)</u> の事業により交付される推進事業費	[略]				推進事業費	<u>第3の2の(3)</u> の事業により交付される推進事業費	[略]	
	[略]						[略]			
6	<u>機構集積支援事業</u>						6	<u>機構集積支援事業</u>		
	旅費	<u>第3の4</u> の事業を実施するために必要な	[略]	定額			旅費	<u>第3の3</u> の事業を実施するために必要な ① 資料収集、各種調査、巡回指導、会議	[略]	定額
		な		ただし、						

	① 資料収集、各種調査、巡回指導、会議及び打合せ等に出席した農業委員及び職員その他の出席者に対して支払う旅費 ② 研修会の講師に対して支払う旅費		<u>第3の4</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする。		及び打合せ等に出席した農業委員及び職員その他の出席者に対して支払う旅費 ② 研修会の講師に対して支払う旅費		<u>第3の3</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする。
報酬・謝金	<u>第3の4</u> の事業を実施するために必要な弁護士、行政書士及び講師等に対して支払う報酬又は謝金	[略]	定額ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする。	報酬・謝金	<u>第3の3</u> の事業を実施するために必要な弁護士、行政書士及び講師等に対して支払う報酬又は謝金	[略]	定額ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする。
賃金・給与・報酬・職員手当等	な ① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出する対価のことをいいます。以下同じです。) ② 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価 <u>第3の4</u> の(4)の事業を実施するために必要な調査員に対して支払う実働に応じた対価	[略]	定額ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする	賃金・給与・報酬・職員手当等	<u>第3の3</u> の事業を実施するために必要な ① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出する対価のことをいいます。以下同じです。) ② 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価 <u>第3の3</u> の(4)の事業を実施するために必要な調査員に対して支払う実働に応じた対価	[略]	定額ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする
手当	<u>第3の4</u> の事業を実施するために必要	[略]	定額	手当	<u>第3の3</u> の事業を実施するために必要	[略]	定額

	な資料収集、各種調査、会議並びに打合せ等に出席した農地法第 25 条第 2 項に規定する仲介委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価		ただし、 <u>第 3 の 4</u> の (4) のイにあっては、1 / 2 以内とする。		資料収集、各種調査、会議並びに打合せ等に出席した農地法第 25 条第 2 項に規定する仲介委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価		ただし、 <u>第 3 の 3</u> の (4) のイにあっては、1 / 2 以内とする。
予納金	<u>第 3 の 4</u> の (1) の事業を実施するために必要な訴訟事件に関する裁判所に対して実地検証を求める際の担当裁判官等の旅費に対する予納金		[略]		予納金	<u>第 3 の 3</u> の (1) の事業を実施するために必要な訴訟事件に関する裁判所に対して実地検証を求める際の担当裁判官等の旅費に対する予納金	[略]
印刷製本費	<u>第 3 の 4</u> の事業を実施するために必要な ① 教材、資料及びパンフレット等の印刷代 (用紙代を含みます。) ② 教材及び資料等の製本代		定 額 ただし、 <u>第 3 の 4</u> の (4) のイにあっては、1 / 2 以内とする。		印刷製本費	<u>第 3 の 3</u> の事業を実施するために必要な ① 教材、資料及びパンフレット等の印刷代 (用紙代を含みます。) ② 教材及び資料等の製本代	定 額 ただし、 <u>第 3 の 3</u> の (4) のイにあっては、1 / 2 以内とする。
借料及び使用料	<u>第 3 の 4</u> の事業を実施するために必要な会場借料、物品等使用料及び損料並びにパソコン、プリンターのリース費用等 (ただし、別記 3 の第 2 の 1 の (5) における農地台帳システムに係るハードウェア及びソフトウェア等のリース費用は除く。)		定 額 ただし、 <u>第 3 の 4</u> の (4) のイにあっては、1 / 2 以内とする。		借料及び 使用料	<u>第 3 の 3</u> の事業を実施するために必要な会場借料、物品等使用料及び損料並びにパソコン、プリンター及びタブレット端末(無線 LAN ルーターを含む。)のリース費用等 (ただし、別記 3 の第 2 の 1 の (5) における農地台帳システムに係るハードウェア及びソフトウェア等のリース費用は除く。)	定 額 ただし、 <u>第 3 の 3</u> の (4) のイにあっては、1 / 2 以内とする。

雑役務費	<u>第3の4</u> の事業を実施するために必要な調査等の集計、農業委員会の総会及び農地部会の議事録作成、器具機械等の修繕、各種保守及び速記等の手数料等		定額 ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする。	雑役務費	<u>第3の3</u> の事業を実施するために必要な調査等の集計、農業委員会の総会及び農地部会の議事録作成、器具機械等の修繕、各種保守及び速記等の手数料等		定額 ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする。
通信運搬費	<u>第3の4</u> の事業を実施するために必要な通信料、郵便料、運送料及び発送料等		定額 ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする。	通信運搬費	<u>第3の3</u> の事業を実施するために必要な通信料、郵便料、運送料及び発送料等		定額 ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする。
備品購入費	<u>第3の4</u> の事業を実施するために必要な農業委員会の総会又は部会における議事録作成や農地の利用状況調査に必要な事務機械器具等の購入費	[略]	定額 ただし、 <u>第3の4</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする。	備品購入費	<u>第3の3</u> の事業を実施するために必要な農業委員会の総会又は部会における議事録作成や農地の利用状況調査に必要な事務機械器具等の購入費	[略]	定額 ただし、 <u>第3の3</u> の(4)のイにあっては、1/2以内とする。
消耗品費	<u>第3の4</u> の事業を実施するために必要な各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等)代	[略]	定額 ただし、 <u>第3の4</u>	消耗品費	<u>第3の3</u> の事業を実施するために必要な各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等)代	[略]	定額 ただし、 <u>第3の3</u>

				4 の (4)の イにあ っては、 1 / 2 以内と する。					3 の (4)の イにあ っては、 1 / 2 以内と する。
システム改修費	第3の4の(5)の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関連機器リース料、地図データリース料等			[略]	システム改修費	第3の3の(5)の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関連機器リース料、地図データリース料等			[略]
委託費	第3の4の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金・給与・報酬・職員手当等、共済費等を含みます。)			定額 ただし、 第3 の4の (4)の イにあ っては、 1 / 2 以内と する。	委託費	第3の3の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金・給与・報酬・職員手当等、共済費等を含みます。)			定額 ただし、 第3 の3の (4)の イにあ っては、 1 / 2 以内と する。
その他の経費	[略]			定額 ただし、 第3の 4の (4)の イにあ っては、 1 / 2 以内と する。	その他の経費	[略]			定額 ただし、 第3の 3の (4)の イにあ っては、 1 / 2 以内と する。
[削る]					7 農地情報一元的管				

				<u>理加速化事業</u>				
				<u>システム改修費</u>	<u>本事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関連機器リース料等</u>			<u>定 額</u>
				<u>その他の経費</u>	<u>上記のほか事業を実施する上で必要となる経費</u>			<u>定 額</u>
<u>7</u> [略]				<u>8</u> [略]				
1・2 [略]				1・2 [略]				

改正後			改正前		
別紙様式第1号 [略] 令和〇〇年度農地中間管理機構事業実施計画（又は完了報告書）			別紙様式第1号 [略] 令和〇〇年度農地中間管理機構事業実施計画（又は完了報告書）		
1 事業費内訳 <div style="text-align: right;">(単位：円)</div>			1 事業費内訳 <div style="text-align: right;">(単位：円)</div>		
区分	事業費	国費	区分	事業費	国費
賃料			賃料		
<u>うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等の賃料</u>			[新設]		
<u>うち遊休農地又は所有者不明農地の賃料</u>			[新設]		
<u>うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等の賃料（遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。）</u>			[新設]		
<u>うち上記以外の農用地等の賃料</u>			[新設]		
保全管理費			保全管理費		
<u>研修用の農業用ハウスに係る経費</u>			[新設]		

[略]

2 借受・転貸予定農地

(1) 単年度活動分

区分	農地			[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
借受				
うち転貸				
うち新規就農者への転貸				
うち遊休農地又は所有者不明農地				
うち新規就農者以外への転貸				
うち管理				
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等(事前確保)				
うち遊休農地又は所有者不明農地				
うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等(遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。)(事前確保)				
うち遊休農地又は所有者不明農地を含めた研修事業への活用				

[略]

2 借受・転貸予定農地

(1) 単年度活動分

区分	農地			[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
借受 <u>(当該年度分)</u>				
うち転貸				
[新設]				
[新設]				
[新設]				
うち管理				
[新設]				
[新設]				
[新設]				

	<u>うち遊休農地又は所有者不明農地</u>				
	<u>うち研修事業への活用（遊休農地又は所有者不明農地を含めた場合を除く。）</u>				
	<u>うち上記以外の農用地等</u>				
過年度借受（未転貸分）					
	うち転貸				
	<u>うち新規就農者への転貸</u>				
	<u>うち遊休農地又は所有者不明農地</u>				
	<u>うち新規就農者以外への転貸</u>				
	うち管理				
	<u>うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等（事前確保）</u>				
	<u>うち遊休農地又は所有者不明農地</u>				
	<u>うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等（遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。）（事前確保）</u>				
	<u>うち遊休農地又は所</u>				

	[新設]				
	[新設]				
	[新設]				
過年度借受（未転貸分）					
	うち転貸				
	[新設]				
	[新設]				
	[新設]				
	うち管理				
	[新設]				
	[新設]				

有者不明農地を含めた研修事業への活用				
うち遊休農地又は所有者不明農地				
うち研修事業への活用（遊休農地又は所有者不明農地を含めた場合を除く。）				
うち上記以外の農用地等				
[略]				

※1 [略]

※2 借受（当該年度分）における研修用又は就農用農用地等の事前確保（遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受ける場合も含みます。）については、事前に確保する農用地等の位置、面積等がわかる資料（地図、研修概要等）を添付してください。

(2)

ア 累計（前年度末）

区分	農地			[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
借受				
うち転貸				
うち新規就農者への転貸				
うち遊休農地又は所有者不明農地				
うち新規就農者以外への転貸				
うち管理				
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農				

[新設]				
[新設]				
[新設]				
[新設]				
[略]				

※ [略]

[新設]

(2)

ア 累計（前年度末）

区分	農地			[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
借受				
うち転貸				
[新設]				
[新設]				
[新設]				
うち管理				
[新設]				

<u>用農用地等(事前確保)</u>				
<u>うち遊休農地又は所有者不明農地</u>				
<u>うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等(遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。)(事前確保)</u>				
<u>うち遊休農地又は所有者不明農地を含めた研修事業への活用</u>				
<u>うち遊休農地又は所有者不明農地</u>				
<u>うち研修事業への活用(遊休農地又は所有者不明農地を含めた場合を除く。)</u>				
<u>うち上記以外の農用地等</u>				

[新設]				
[新設]				
[新設]				
[新設]				
[新設]				
[新設]				

イ 累計(本年度末)

区分	農地			[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
借受				
うち転貸				
<u>うち新規就農者への転貸</u>				
<u>うち遊休農地又は所有者不明農地</u>				
<u>うち新規就農者以外への転貸</u>				

イ 累計(本年度末)

区分	農地			[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
借受				
うち転貸				
[新設]				
[新設]				
[新設]				

うち管理				
<u>うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等（事前確保）</u>				
<u>うち遊休農地又は所有者不明農地</u>				
<u>うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等（遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。）（事前確保）</u>				
<u>うち遊休農地又は所有者不明農地を含めた研修事業への活用</u>				
<u>うち遊休農地又は所有者不明農地</u>				
<u>うち研修事業への活用（遊休農地又は所有者不明農地を含めた場合を除く。）</u>				
<u>うち上記以外の農用地等</u>				

3 [略]

4 研修用の農業用ハウス（単年度活動分）

うち管理				
[新設]				
[新設]				
[新設]				
[新設]				
[新設]				
[新設]				

3 [略]

[新設]

設置数 (棟数)	設置面積 (a)	農業用ハウスの規格		
		間口	奥行	棟高

※1 農業用ハウスの規格毎に記入してください。

※2 設置する予定又は設置した農業用ハウスの規格等がわかる資料（仕様書等）を添付してください。

完了報告書には設置した状況がわかる写真も併せて添付してください。

5 研修実施人数

本年度活動分	
累計（本年度末）	

※ 複数年度にわたって研修を実施した場合も併せて記載してください。

6 人員体制

区分	人員		内容
		うち農地相談員	
本部			
[略]			

[略]

別紙様式第2号

[略]

令和〇〇年度事業実施計画の承認（変更）申請について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の3の（1）（第6の3の（2）、（3）又は（6））に基づき、事業実施計画（機構計画、市町村計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画）の承認（変更）を申請します。

[略]

別紙様式第3号

[略]

[新設]

4 人員体制

区分	人員		内容
		[新設]	
本部			
[略]			

[略]

別紙様式第2号

[略]

令和〇〇年度事業実施計画の承認（変更）申請について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の3の（1）（第6の3の（2）、（3）又は（6））に基づき、事業実施計画（機構計画、市町村計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画）の承認（変更）を申請します。

[略]

別紙様式第3号

[略]

令和〇年度〇〇市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）

1 総括表

	必要経費総計	うち補助金
1 地域集積協力金交付事業 [(1)・(2) 削る]	円 [削る]	円 [削る]
2～4 [略]	[略]	[略]
合計	[略]	[略]

2 地域集積協力金交付事業

[削る]

「地域」名	地域区分	交付単価区分	交付対象面積 (A)	機構の活用率 %	交付単価 (B)	交付額 (A×B) 円	プランの対象地区名 (地区内集落名)
	一般	貸付					
		委託					
	一般 (直払農地)	貸付					
		委託					
	中山間	貸付					
		委託					
	計						
	合計						

[削る]

令和〇年度〇〇市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）

1 総括表

	必要経費総計	うち補助金
1 地域集積協力金交付事業 <u>(1)・(2) [略]</u>	円 <u>() 円</u>	円 <u>() 円</u>
2～4 [略]	[略]	[略]
合計	[略]	[略]

2 地域集積協力金交付事業

(1) 集積タイプ

「地域」名	地域区分	交付単価区分	交付対象面積 (A)	機構の活用率 %	交付単価 (B)	交付額 (A×B) 円	プランの対象地区名 (地区内集落名)
	一般	貸付					
		委託					
	一般 (直払農地)	貸付					
		委託					
	中山間	貸付					
		委託					
	計						
	合計						

(2) 集約化タイプ

<u>「地域」名</u>	<u>交付対象面積</u> (A)	<u>機構の活用率</u>	<u>交付単価</u> (B)	<u>交付額</u> (A×B)	<u>プランの対象</u> 地区名(地区 内集落名)
	a	%	円/10a	円	
<u>合計</u>					

3 集約化奨励金交付事業

<u>「地域」名</u>	<u>交付単価区</u> 分	<u>交付対象面積</u> (A)	<u>交付単価</u> (B)	<u>交付額</u> (A×B)	<u>プランの対象</u> 地区名(地区 内集落名)
		a	円/10a	円	
	転貸				
	受託				
	計				
<u>合計</u>					

4・5 [略]

作成要領

【地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業共通】

(1)～(5) [略]

3 集約化奨励金交付事業

<u>「地域」名</u>	<u>交付単価区</u> 分	<u>交付対象面積</u> (A)	<u>交付単価</u> (B)	<u>交付額</u> (A×B)	<u>プランの対象</u> 地区名(地区 内集落名)
		a	円/10a	円	
	転貸				
	受託				
	計				
<u>合計</u>					

4・5 [略]

作成要領

【地域集積協力金交付事業 (各タイプ) 及び集約化奨励金交付事業共通】

(1)～(5) [略]

<p>1 地域集積協力金交付事業 (1) [略] (2) 「交付単価区分」は、<u>以下のとおり</u>です。 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>1 地域集積協力金交付事業 <u>(集積タイプ)</u> (1) [略] (2) 「交付単価区分」は、<u>以下のとおり</u>です。 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
---	--

<p>別紙様式第4-1号 [略]</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）</p> <p>1 事業費合計 (1) 事業費</p>	<p>別紙様式第4-1号 [略]</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）</p> <p>1 事業費合計 (1) 事業費</p>
--	--

事業名	事業費	事業費の内訳		
		うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他
(1) 都道府県基金事業分 ① 農地中間管理 管理事業 ア [略] <u>イ</u> [略] [略] ② [略] (2) 補助事業分 ① 農地中間管理 管理事業	[略]	[略]	[略]	[略]
(1) 都道府県基金事業分 ① 農地中間管理 管理事業 ア [略] <u>イ 農地集積奨励金交付事業</u> <u>ウ</u> [略] [略] ② [略] (2) 補助事業分 ① 農地中間管理 管理事業	[略]	[略]	[略]	[略]

<p>ア [略] [削る]</p> <p><u>イ</u> [略] [略]</p> <p>② [略]</p>	<p>ア [略]</p> <p><u>イ</u> <u>農地集積奨励金交付事業</u></p> <p><u>ウ</u> [略] [略]</p> <p>② [略]</p>
<p>注：農地中間管理機構事業のうち<u>借受農地管理等事業</u>並びに農地中間管理事業等推進事業のうち都道府県推進事業及び農地中間管理機構運営事業並びに機構集積協力金交付事業に係る事業費（国庫補助金、都道府県負担分及びその他）については、都道府県基金に造成した事業資金を取り崩して実施する場合には（１）の「都道府県基金事業分」、また、補助事業として事業実施する場合には（２）の「補助事業分」にそれぞれ区分して記載してください。</p> <p>なお、「その他」は農地中間管理機構や市町村等が負担している場合に記載してください。</p> <p>（２）実質的負担額 [略]</p> <p>注：農地中間管理機構事業の農地中間管理事業等推進事業のうち都道府県推進事業及び農地中間管理機構運営事業について、都道府県等が<u>別記１別紙１</u>の第１の２に規定する実質的負担額がある場合に記載してください。</p> <p>なお、「その他」については、都道府県や機構以外に市町村等が負担している場合に記載してください。</p> <p>（３）[略]</p> <p>２～４ [略]</p> <p>※１・２ [略]</p> <p>※３ ２の（１）及び（２）並びに３の推進事業等については、<u>第３の１の（２）</u>のア及びイ並びに第３の<u>３</u>の（３）に要する経費を記載します。</p> <p>※４ ２の（３）の実質的負担額については、<u>別記１別紙１</u>の第１の２に規定する実質的負担額がある場合に具体的な内容の内訳及び当該要する経費を記載します。</p> <p>※５～９ [略]</p>	<p>注：農地中間管理機構事業のうち<u>農地集積奨励金交付事業</u>並びに農地中間管理事業等推進事業のうち都道府県推進事業及び農地中間管理機構運営事業並びに機構集積協力金交付事業に係る事業費（国庫補助金、都道府県負担分及びその他）については、都道府県基金に造成した事業資金を取り崩して実施する場合には（１）の「都道府県基金事業分」、また、補助事業として事業実施する場合には（２）の「補助事業分」にそれぞれ区分して記載してください。</p> <p>なお、「その他」は農地中間管理機構や市町村等が負担している場合に記載してください。</p> <p>（２）実質的負担額 [略]</p> <p>注：農地中間管理機構事業の農地中間管理事業等推進事業のうち都道府県推進事業及び農地中間管理機構運営事業について、都道府県等が<u>別記１別紙２</u>の第１の２に規定する実質的負担額がある場合に記載してください。</p> <p>なお、「その他」については、都道府県や機構以外に市町村等が負担している場合に記載してください。</p> <p>（３）[略]</p> <p>２～４ [略]</p> <p>※１・２ [略]</p> <p>※３ ２の（１）及び（２）並びに３の推進事業等については、<u>第３の１の（３）</u>のア及びイ並びに第３の<u>２</u>の（３）に要する経費を記載します。</p> <p>※４ ２の（３）の実質的負担額については、<u>別記１別紙２</u>の第１の２に規定する実質的負担額がある場合に具体的な内容の内訳及び当該要する経費を記載します。</p> <p>※５～９ [略]</p>
<p>別紙様式第４－２号</p>	<p>別紙様式第４－２号</p>

都道府県基金の事業資金活用計画（又は完了報告）書

項目	前年度 末基金 残額	本年度 造成額	基金合 計額	事業額	他の事 業資金 からの 流用額	他の事 業資金 への流 用額	本年度 末基金 残見込 額
	①	②	③=①+ ②	④	⑤=④- ③	⑥	⑦=③- ④+⑤- ⑥
1 農地中間管理機 構事業勘定	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(1) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]
(2) 農地中間管理事 業等推進事業費 ア～ウ [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2 機構集積協力金 交付事業勘定	円	円	円	円	円	円	円
(1)～(4) [略]	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]

別紙様式 5 号

令和〇〇年度都道府県基金事業資金決算報告書

[略]

[農地集積・集約化等対策事業実施要綱](#)（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依

都道府県基金の事業資金活用計画（又は完了報告）書

項目	前年度 末基金 残額	本年度 造成額	基金合 計額	事業額	他の事 業資金 からの 流用額	他の事 業資金 への流 用額	本年度 末基金 残見込 額
	①	②	③=①+ ②	④	⑤=④- ③	⑥	⑦=③- ④+⑤- ⑥
1 農地中間管理機 構事業勘定	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(1) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(2) 農地集積奨励金 交付事業費	円	円	円	円	円	円	円
(3) 農地中間管理事 業等推進事業費 ア～ウ [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2 機構集積協力金 交付事業勘定	円	円	円	円	円	円	円
(1)～(4) [略]	円	円	円	円	円	円	円

別紙様式 5 号

令和〇〇年度都道府県基金事業資金決算報告書

[略]

[農地集積・集約化対策事業実施要綱](#)（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依

命通知) 第6の4に基づき、下記のとおり報告します。

[略]

(別紙1)

農地中間管理機構事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項目	実績
(1)事業別内訳	[略]
① [略]	[略]
[削る]	[削る]
② [略]	[略]
[略]	

2 収入

項目	実績
(1)事業別内訳	[略]
① [略]	[略]
[削る]	[削る]
② [略]	[略]
[略]	

3 支出

項目	実績
(1)事業別内訳	[略]
① [略]	[略]
[削る]	[削る]
② [略]	[略]
[略]	

4 翌年度への繰越額

通知) 第6の4に基づき、下記のとおり報告します。

[略]

(別紙1)

農地中間管理機構事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項目	実績
(1)事業別内訳	[略]
① [略]	[略]
② 農地集積奨励金交付事業費	円
③ [略]	[略]
[略]	

2 収入

項目	実績
(1)事業別内訳	[略]
① [略]	[略]
② 農地集積奨励金交付事業費	円
③ [略]	[略]
[略]	

3 支出

項目	実績
(1)事業別内訳	[略]
① [略]	[略]
② 農地集積奨励金交付事業費	円
③ [略]	[略]
[略]	

4 翌年度への繰越額

項目	実績
(1)事業別内訳	[略]
① [略]	[略]
[削る]	[削る]
② [略]	[略]
[略]	

項目	実績
(1)事業別内訳	[略]
① [略]	[略]
② 農地集積奨励金交付事業費	円
③ [略]	[略]
[略]	

(別紙2)

機構集積協力金交付事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項目	実績
(1)事業別内訳	円
① [略]	
② [略]	円
③ [略]	
④ [略]	
(2) [略]	[略]
合計 ((1)+(2))	円

(別紙2)

機構集積協力金交付事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項目	実績
(1)事業別内訳	円
① [略]	円
② [略]	円
③ [略]	円
④ [略]	円
(2) [略]	[略]
合計 ((1)+(2))	円

2 収入

項目	実績
(1)事業別内訳	円
① [略]	
② [略]	円
③ [略]	
④ [略]	
(2)・(3) [略]	[略]
合計 ((1)+(2)+(3))	円

2 収入

項目	実績
(1)事業別内訳	円
① [略]	円
② [略]	円
③ [略]	円
④ [略]	円
(2)・(3) [略]	[略]
合計 ((1)+(2)+(3))	円

3 [略]

4 翌年度への繰越額

項目	実績
(1)事業別内訳	円
① [略]	円
② [略]	
③ [略]	
④ [略]	
(2)・(3) [略]	[略]
合計 ((1)+(2)+(3))	円

[略]

別紙様式第6号

令和〇〇年度事業完了報告書

[略]

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の5の（1）（第6の5の（2）又は（3））に基づき、別添のとおり報告します。

[略]

別紙様式第7号

[略]

令和 年度企業参入促進事業実施計画の提出について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第8の1の(1)に基づき、企業参入促進事業実施計画の承認（変更）を申請します。

3 [略]

4 翌年度への繰越額

項目	実績
(1)事業別内訳	円
① [略]	円
② [略]	円
③ [略]	円
④ [略]	円
(2)・(3) [略]	[略]
合計 ((1)+(2)+(3))	円

[略]

別紙様式第6号

令和〇〇年度事業完了報告書

[略]

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の5の（1）（第6の5の（2）又は（3））に基づき、別添のとおり報告します。

[略]

別紙様式第7号

[略]

令和 年度企業参入促進事業実施計画の提出について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第8の1の(1)に基づき、企業参入促進事業実施計画の承認（変更）を申請します。

[略]

(注1) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第8の1の(1)に基づき、企業参入促進事業実施計画の承認(変更)を申請」を「第8の2に基づき、企業参入促進事業完了報告書により事業の完了を報告」としてください。

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

(別添)

令和 年度 企業参入促進事業実施計画 (事業完了報告書)

1 農業参入フェア

開催時期・場所	<u>農業参入フェア</u> の内容	出展団体数	来場 <u>企業</u> 数	備考

注:「出展団体数」及び「来場企業数」について、事業実施計画の提出時には、当該年度の見込みを記入してください。

2 参入企業のフォローアップ

相談を受けた <u>企業</u> 数	来場 <u>企業</u> のうち 農業参入した企業等の数

[略]

別紙様式第8号

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事

[略]

(注1) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第8の2の(1)の規定に基づく承認を受けたいので、企業参入促進事業実施計画」を「第8の2に基づき、企業参入促進事業完了報告書」としてください。

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとしてください。

令和 年度 企業参入促進事業実施計画 (事業完了報告書)

1 企業参入フェア

開催時期・場所	<u>企業参入フェア</u> の内容	出展団体数	来場 <u>法人</u> 数	備考

注:「出展団体数」及び「来場法人数」について、事業実施計画の提出時には、当該年度の見込みを記入してください。

2 参入企業のフォローアップ

相談を受けた <u>法人</u> 数	来場 <u>法人</u> のうち 農業参入した企業等の数

[略]

[新設]

(農林水産省経営局長) 宛

(〇〇地方農政局長)

(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇農地中間管理機構の長

(〇〇都道府県知事)

氏 名

令和 年度遊休農地解消緊急対策事業実施計画の承認（変更）申請について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依
命通知）第9の1に基づき、別添のとおり遊休農地解消緊急対策事業実施計画の承認（変更）を申請しま
す。

注1：機構が都道府県知事へ事業実施計画を提出する場合は、件名の「承認（変更）申請」を「提出」と
し、本文の「遊休農地解消緊急対策事業実施計画の承認（変更）を申請」を「遊休農地解消緊急対
策事業実施計画を提出」としてください。

注2：事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了報告
書の提出」とし、本文の「第9の1に基づき、別添のとおり遊休農地解消緊急対策事業実施計画の
承認（変更）を申請」を「第9の2に基づき、別添のとおり遊休農地解消緊急対策事業完了報告書
により報告」としてください。

注3：記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分につ
いては省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な
情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

(別添)

令和 年度 遊休農地解消緊急対策事業実施計画（事業完了報告書）

1 事業費内訳

(単位：円)

	<u>事業費</u>	<u>負担区分</u>	<u>備考</u>

	国 費	都道府県	農地中間 管理機構	その他 ()	
遊休農地解消 に要する経費 (又は要した 経費)					
合計					

注1:「事業費」欄は、遊休農地解消緊急対策解消事業の実施に当たり、国庫補助金を超えて実際に要する経費(又は実際に要した経費)を記載してください。

注2:本様式を計画変更又は事業完了報告とする際は、変更部分を二段書きとし、変更前(又は計画)をかつこ書きで上段に記載し、変更後(又は実績)を下段に記載します。

注3:「その他」は市町村等が負担する場合に記入してください。また、()は想定する負担する者(又は実際の負担した者)を記載してください。

2 遊休農地解消面積

(単位: ha、本)

区分	単年度活動分	累計(本年度末)
解消面積		
うち草刈り		
うち除礫		
うち耕起・整地		
うちその他 ()		
抜根本数		

注1:「解消面積」及び「抜根本数」について、事業実施計画の提出時においては、当該年度の見込みを記入してください。なお、「単年度活動分」及び「累計(本年度末)」欄は、本事業による解消面積及び抜根本数のみを記載してください。

注2：「解消面積」について、解消予定（又は解消済み）の遊休農地の位置及び面積等がわかる資料（地図、写真等）を添付してください。

3 解消状況

(1) 地目

(単位：ha)

区分	農地		合計
	田	畑	
単年度活動分			
累計（本年度末）			

(2) 農地利用状況

(単位：ha)

区分	新規就農者以外		新規就農者への活用			合計
	中間保有	転貸	中間保有	研修実施	転貸	
単年度活動分						
累計（本年度末）						

別紙様式第9号

[略]

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の提出について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第10の1の（1）に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を提出します。

別紙様式第8号

[略]

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の提出について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の1の（1）に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を提出します。

(注1) 農業委員会が事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第10の1」の(1)に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を「第10の2」の(1)に基づき、別添のとおり機構集積支援事業完了報告書」としてください。

(注2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が事業実施計画を提出する場合は、本文の「第10の1」の(1)」を「第10の1」の(2)」とし、事業完了報告書を提出する場合は、注1に準ずるものとします。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

(注1) 農業委員会が事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第9の1」の(1)の規定に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を「第9の2」の(1)に基づき、別添のとおり機構集積支援事業完了報告書」としてしてください。

(注2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が事業実施計画を提出する場合は、本文の「第9の1」の(1)の規定を「第9の1」の(2)の規定とし、事業完了報告書を提出する場合は、注1に準ずるものとします。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとしてしてください。

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1～6 [略]

7 利用意向調査

(1) [略]

(2)所有者等の意向

	所有者等の意向	件数	面積 (ha)
法第 32 条第 1 項第 1 号該当農地	自ら耕作再開		
	農地中間管理事業を利用		
	[削る]		
	自ら他者への所有権の移転又は 賃貸借の設定を行う		
	その他		

令和 年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1～6 [略]

7 利用意向調査

(1) [略]

(2)所有者等の意向

	所有者等の意向	件数	面積 (ha)
法第 32 条第 1 項第 1 号該当農地	自ら耕作再開		
	農地中間管理事業を利用		
	<u>農地所有者代理事業を利用</u>		
	自ら他者への所有権の移転又は 賃貸借の設定を行う		
	その他		

	合 計		
法第 32 条第 1 項第 2 号該当農地	自ら耕作再開		
	農地中間管理事業を利用		
	[削る]		
	自ら他者への所有権の移転又は 賃貸借の設定を行う		
	その他		
	合 計		
法第 33 条第 1 項該 当農地	自ら耕作再開		
	農地中間管理事業を利用		
	[削る]		
	自ら他者への所有権の移転又は 賃貸借の設定を行う		
	その他		
	合 計		

(注) 事業実施計画を作成する際には記載不要です。

[削る]

8 農地中間管理機構への通知

	件数	面積 (ha)
農地中間管理機構への通知		

	合 計		
法第 32 条第 1 項第 2 号該当農地	自ら耕作再開		
	農地中間管理事業を利用		
	農地所有者代理事業を利用		
	自ら他者への所有権の移転又は 賃貸借の設定を行う		
	その他		
	合 計		
法第 33 条第 1 項該 当農地	自ら耕作再開		
	農地中間管理事業を利用		
	農地所有者代理事業を利用		
	自ら他者への所有権の移転又は 賃貸借の設定を行う		
	その他		
	合 計		

(注) 事業実施計画を作成する際には記載不要です。

8 遊休農地等のあっせん等の利用調整

	件数	面積 (ha)
遊休農地等のあっせん等の利用調整		

(注) 事業実施計画を作成する際には記載不要です。

9 農地中間管理機構等への通知

	件数	面積 (ha)

[削る]		
[削る]		

[削る]

9～15 [略]

[削る]

II 有効利用を図るための支援事業

[削る]

[削る]

農地中間管理機構への通知		
農地利用集積円滑化団体への通知		
合 計		

(注) 事業実施計画を作成する際には記載不要です。

10～16 [略]

17 農地所有者等の意向確認調査

実施時期	調査項目	調査対象者数 人

(注) 「調査対象者数」は、事業実施計画を作成する際は、調査対象の農地所有者等の人数の見込みを記載し、事業完了報告書を作成する際は、調査に対する回答を得た農地所有者等の人数を記載してください。

II 有効利用を図るための支援事業

1 人・農地プランの実質化に係る支援

地図作成に係る対象地区名・集 落名（人・農地プラン作成単 位）	工程表公表年月日	実質化された人・農地プランの公表予 定月（公表年月日）

(注1) 「工程表公表年月日」には、事業実施計画提出時点で人・農地プラン通知5の(1)の工程表を未公表の場合は、「未公表(〇月予定)」と記載し、「〇」には公表予定月を記載してください。事業実施計画提出時点で工程表を公表済みの場合は、その公表年月日を記載してください。事業完了報告書では、その公表年月日を記載してください。

(注2) 「実質化された人・農地プランの公表予定月(公表年月日)」は、事業実施計画提出時点では「実質化された人・農地プランの公表予定月」とし、その公表予定月を記載してください。また、事業完了報告書では、「実質化された人・農地プランの公表年月日」とし、その公表年月日を記載するとともに、当該実質化された人・農地プランを添付してください。

2 農地集積の推進活動

活動内容

1・2 [略]

Ⅲ 広域的な農地の利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(6) [略]

[削る]

(7) 農業委員会が農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動を円滑に遂行するために実施する巡回による支援

<u>巡回計画</u> <u>(巡回実績)</u>	<u>農業委員会名</u>	<u>支援内容</u>	<u>巡回支援を行うための</u> <u>体制について</u>

2～4 [略]

[略]

(別紙)

令和〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

項 目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち交付金額	
I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業			
1 [略]			
2 農地の利用状況等の調査			

3・4 [略]

Ⅲ 広域的な農地の利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(6) [略]

(7) 農業委員会へのタブレット端末の貸出

<u>農業委員会名</u>	<u>貸出台数</u>	<u>貸出期間</u>	<u>利用目的</u> <u>(利用実績)</u>

※ 利用目的（利用実績）欄には、総会や研修等、具体的にどの業務で利用するか（完了報告においては利用した実績）を記入して下さい。

[新設]

2～4 [略]

[略]

(別紙)

令和〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

項 目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち交付金額	
I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業			
1 [略]			
2 農地の利用状況等の調査			

(注1) [略]

(注2) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第10の1の(3)に基づき、〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認を申請します」を「第10の2の(3)に基づき、〇〇都道府県機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。

(注3) [略]

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画 (完了報告書)

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 [略]

2 農地の利用状況等の調査

(1)・(2) [略]

[削る]

(3) 農地中間管理機構への通知

市区町村名	農業委員会名	農地中間管理機構への通知 件	[削る]	合計
合計				

(注1) [略]

(注2) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第9の1の(3)に基づき、〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認を申請します」を「第9の2の(3)に基づき、〇〇都道府県機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。

(注3) [略]

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画 (完了報告書)

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 [略]

2 農地の利用状況等の調査

(1)・(2) [略]

(3) 遊休農地等のあっせん等の利用調整

市区町村名	農業委員会名	遊休農地等のあっせん等の利用調整件数 件
合計		

※事業実施計画を作成する際には、「遊休農地等のあっせん等の利用調整件数」欄は記載不要です。

(4) 農地中間管理機構等への通知

市区町村名	農業委員会名	農地中間管理機構への通知 件	農地利用集積円滑化団体への通知 件	合計
合計				

(4)・(5)

3～5 [略]

[削る]

II 農地の有効利用を図るための支援事業

[削る]

[削る]

(5)・(6)

3～5 [略]

6 農地所有者等の意向確認調査

<u>市区町村名</u>	<u>農業委員会名</u>	<u>調査対象人数</u> 人

II 農地の有効利用を図るための支援事業

1 人・農地プランの実質化に係る支援

<u>市区町村名</u>	<u>農業委員会名</u>	<u>地図作成に係る対象地区名・集落名（人・農地プラン作成単位）</u>	<u>工程表公表年月日</u>	<u>実質化された人・農地プランの公表予定日（公表年月日）</u>

(注1)「工程表公表年月日」には、事業実施計画提出時点で人・農地プラン通知5の(1)の工程表を未公表の場合は、「未公表(〇月予定)」と記載し、「〇」には公表予定月を記載してください。事業実施計画提出時点で工程表を公表済みの場合は、その公表年月日を記載してください。事業完了報告書では、その公表日を記載してください。

(注2)「実質化された人・農地プランの公表予定月(公表年月日)」は、事業実施計画提出時点では「実質化された人・農地プランの公表予定月」とし、その公表予定月を記載してください。また、事業完了報告書では、「実質化された人・農地プランの公表年月日」とし、その公表年月日を記載するとともに、当該実質化された人・農地プランを添付してください。

2 農地集積の推進活動

<u>市区町村名</u>	<u>農業委員会名</u>	<u>活動内容</u>

1・2 [略]

III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(6) [略]

[削る]

(7) 農業委員会が農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動を円滑に遂行するために実施する巡回による支援

<u>巡回計画</u> <u>(巡回実績)</u>	<u>農業委員会名</u>	<u>支援内容</u>	<u>巡回支援を行うための</u> <u>体制について</u>

2～4 [略]

(別紙)

令和〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

〇〇都道府県

項 目	1. 総事業費	
	2. うち交付金額	
I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業		
1～5 [略]		

3・4 [略]

III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(6) [略]

(7) 農業委員会へのタブレット端末の貸出

<u>農業委員会名</u>	<u>貸出台数</u>	<u>貸出期間</u>	<u>利用目的</u> <u>(利用実績)</u>

※ 利用目的（利用実績）欄には、総会や研修等、具体的にどの業務で利用するか（完了報告においては利用した実績）を記入して下さい。

[新設]

2～4 [略]

(別紙)

令和〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

〇〇都道府県

項 目	1. 総事業費	
	2. うち交付金額	
I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業		
1～5 [略]		

[削る]		
II・III [略]		
合 計		

<u>6 農地所有者等の意向確認調査</u>		
II・III [略]		
合 計		

別紙様式第11号

[略]

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第10の1の（5）に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します。

（注1）事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第10の1の（5）に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します」を「第10の2の（4）に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。

（注2）[略]

（別添）

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

全国的な農地利用調整活動等

[略]

[削る]

別紙様式第10号

[略]

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の1の（7）に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します。

（注1）事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第9の1の（7）に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します」を「第9の2の（4）に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。

（注2）[略]

（別添）

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

I 全国的な農地利用調整活動等

[略]

II 農地情報公開システム管理事業

1 農地情報公開システムの管理

(1) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整

<u>実施時期</u>	<u>農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構</u>	<u>活動内容</u>

--	--	--

(2) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する研修会の実施等

ア 研修会の実施

<u>研修会名</u>	<u>開催時期</u>	<u>開催場所</u>	<u>研修内容</u>	<u>参加人数</u>	<u>講師</u>

イ 農地情報公開システムの更新状況

<u>都道府県</u>	<u>研修会出席農業委員会等数</u>	
	<u>うち更新農業委員会等数</u>	

※1 「うち更新農業委員会等数」には、事業実施年度末時点又は完了報告書の報告日の10日前のいずれか早い日の時点で農地情報公開システムが最新かつ正確な情報に更新されている農業委員会等数を記載

※2 事業実施計画書の作成時には記載不要

ウ 指導・助言

<u>指導・助言の実施状況</u>		<u>指導・助言の内容</u>	
<u>農業委員会等数</u>	<u>都道府県農業委員会ネットワーク機構数</u>	<u>農業委員会等</u>	<u>都道府県農業委員会ネットワーク機構</u>

※ 事業実施計画書の作成時には記載不要

(3) その他

<u>活動内容</u>	<u>現状の問題点及び左記の活動を実施する（実施した）ことによる効果（具体的に）</u>	<u>備考</u>

※ この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

2 農地情報公開システムの保守・運用

(1) 農地情報公開システムの保守・運用の概要

<u>概 要</u>

(2) 農地情報公開システムの保守・運用の実施計画（完了報告）

<u>時 期</u>	<u>事 項</u>
<u>○月</u>	

※ 事項には、別記3の第2の5の（2）の（ア）から（エ）までの取組内容について、簡潔に記載すること。

3 農地情報公開システムを活用した照合作業の支援

農地情報公開システムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業支援

<u>時 期</u>	<u>事 項</u>
<u>○月</u>	

※ 事項には、別記3の第2の5の（3）のア及びイの取組内容について、簡潔に記載すること。

4 RPAの開発整備・保守・運用

(1) RPAの開発整備・保守・運用の概要

<u>概 要</u>

(2) RPAの開発整備・保守・運用の実施計画（完了報告）

<u>時 期</u>	<u>事 項</u>
<u>○月</u>	

※ 事項には、別記3の第2の5の（4）のアからオまでの取組内容について、簡潔に記載すること。

番 号

年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)

(代表者名)

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依
命通知）第 10 の 1 の（10）に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請し
ます。

（注 1）事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了
報告書の提出」とし、本文の「第 10 の 1 の（10）に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認（変
更）を申請します」を「第 10 の 2 の（5）に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」
としてください。

（注 2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分
については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に
必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとしてください。

（別添）

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

農地情報公開システム管理事業

1 農地情報公開システムの管理・運営

（1）農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整

実施時期	農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構	活動内容

(2) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する研修会の実施等

ア 研修会の実施

研修会名	開催時期	開催場所	研修内容	参加人数	講師

(注) 事業実施計画の作成時には、「参加人数」の欄には、想定する参加人数を記載してください。

イ 農地情報公開システムの更新状況

都道府県	研修会出席農業委員会等数	
		うち更新農業委員会等数

(注) 1 「うち更新農業委員会等数」には、事業実施年度末時点又は完了報告書の報告日の10日前のいずれか早い日の時点で農地情報公開システムが最新かつ正確な情報に更新されている農業委員会等数を記載

2 事業実施計画書の作成時には記載不要

ウ 指導・助言

指導・助言の実施状況		指導・助言の内容	
農業委員会等数	都道府県農業委員会 ネットワーク機構数	農業委員会等	都道府県農業委員会 ネットワーク機構

(注) 事業実施計画書の作成時には記載不要

(3) 農地情報公開システムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応策

及び体制整備方針

(4) 事業の適正な実施に向けた対応策等

ア 継続した情報の更新が行われない農業委員会等への対応策

イ 法定項目が登録されていない農業委員会等への対応策

ウ 都道府県農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構による利活用に向けた対応策

エ 農地情報公開システムの運営状況を踏まえ、必要な対策を講じ、運用を見直すために必要な体制整備方針

(5) その他

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施する(実施した)ことによる効果(具体的に)	備考

(注) この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

2 農地情報公開システムの保守・運用

(1) 農地情報公開システムの保守・運用の概要

概 要	
-----	--

(2) 農地情報公開システムの保守・運用の実施計画（完了報告）

時 期	事 項
○月	

(注)「事項」欄には、別記4の第2の5の(2)のアからエまでの取組内容について、簡潔に記載すること。

3 全国データベースの構築

(1) 全国データベース構築の実施方針

--

(2) 全国データベース構築の実施計画

時 期	事 項
○月	

(注)「事項」欄には、全国データベース構築の工程を簡潔に記載してください。

(3) 全国データベース構築後の関係機関への周知・教育方針

概 要	
-----	--

4 農地情報公開システムを活用した照合作業の支援

農地情報公開システムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業支援

時 期	事 項
○月	

別紙様式第12号別添 [略]

別紙様式第13号

[略]

別紙様式第10号別添 [略]

別紙様式第11号

[略]

<p style="text-align: center;">令和〇〇年度交付決定前着手届</p> <p>[略]</p> <p><u>農地集積・集約化等対策事業実施要綱</u>（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）<u>第 16 の 1</u>に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">令和〇〇年度交付決定前着手届</p> <p>[略]</p> <p><u>農地集積・集約化対策事業実施要綱</u>（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）<u>第 15 の 1</u>に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>[略]</p>
<p><u>別紙様式第 14-1 号</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年度農地整備・集約協力金交付意向届</p> <p><u>農地集積・集約化等対策事業実施要綱</u>（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産次官依命通知）<u>第 11 の 1</u>の（1）に基づき、農地整備・集約協力金交付事業の実施に向けた意向を表明します。</p> <p>[略]</p>	<p><u>別紙様式第 12-1 号</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年度農地整備・集約協力金交付意向届</p> <p><u>農地集積・集約化対策事業実施要綱</u>（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産次官依命通知）<u>第 10 の 1</u>の（1）に基づき、農地整備・集約協力金交付事業の実施に向けた意向を表明します。</p> <p>[略]</p>
<p><u>別紙様式第 14-2 号</u> [略]</p>	<p><u>別紙様式第 12-2 号</u> [略]</p>
<p>[削る]</p>	<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>〇〇地方農政局長</u> 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>(農林水産省農村振興局長)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(内閣府沖縄総合事務局長)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>〇〇都道府県知事</u> 氏 名</p> <p style="text-align: center;"><u>令和〇〇年度農地整備・集約協力金交付事業実施計画の承認（変更）申請について</u></p>

	<p><u>農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産次官依命通知）第 10 の 1 の（2）に基づき、農地整備・集約協力金交付事業実施計画の承認（変更）を申請します。</u></p> <p><u>添付資料：1 都道府県農地整備・集約協力金交付事業実施計画</u></p> <p><u>2 事業対象地域における以下のいずれかの資料</u></p> <p><u>(1)実質化された人・農地プラン</u></p> <p><u>(2)人・農地プランの実質化に向けた工程表</u></p> <p><u>（注 1）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。</u></p> <p><u>（注 2）添付資料のうち「実質化された人・農地プラン」又は「人・農地プランの実質化に向けた工程表」について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p>
<p>[削る]</p>	<p><u>別紙様式第 12-4 号</u></p> <p style="text-align: right;"><u>番 号</u></p> <p style="text-align: right;"><u>年 月 日</u></p> <p><u>〇〇都道府県知事 殿</u></p> <p style="text-align: right;"><u>〇〇地方農政局長</u> <u>（農林水産省農村振興局長）</u> <u>（内閣府沖縄総合事務局長）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>氏 名</u></p> <p style="text-align: center;"><u>令和〇〇年度農地整備・集約協力金交付事業実施計画の承認通知書</u></p>

	<p><u>農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産次官依命通知）第10の1の（3）に基づき、農地整備・集約協力金交付事業実施計画を承認したので通知する。</u></p> <p><u>（注）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。</u></p>
<p><u>別紙様式第14-3号</u> [略]</p>	<p><u>別紙様式第12-5号</u> [略]</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>別紙様式第13号</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p><u>農林水産省経営局長 宛</u></p> <p style="text-align: right;"><u>（団体名）</u> <u>（代表者名）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>令和〇〇年度農地情報一元的管理加速化事業実施計画の承認</u> <u>（変更）申請について</u></p> <p><u>農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第11の1の（1）に基づき、別添のとおり農地情報一元的管理加速化事業計画の承認（変更）を申請します。</u></p> <p><u>（注1）事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第11の1の（1）に基づき、別添のとおり農地情報一元的管理加速化事業計画の承認（変更）を申請します」を「第11の2に基づき、加速化事業完了報告書を提</u></p>

出します」としてください。

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとしてください。

(別添)

令和〇年度農地情報一元的管理加速化事業実施計画(完了報告書)

1 農地情報公開システムの改修の概要

--

2 農地情報公開システムの改修の実施計画 (完了報告)

<u>時期</u>	<u>事項</u>
<u>〇月</u>	

※ 事項には、システム改修の工程を簡潔に記載すること。

3 事業経費内訳

<u>総事業費 (円)</u>	<u>経費内訳</u>	
	<u>補助金額 (円)</u>	

<p><u>別紙様式第 15 号</u></p> <p>[略]</p> <p>令和〇〇年度農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業実施計画の提出について</p> <p><u>農地集積・集約化等対策事業実施要綱</u>（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）第 12 の 1 の（1）に基づき、別添のとおり農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業実施計画を提出します。</p> <p>[略]</p>	<p><u>別記様式第 14 号</u></p> <p>[略]</p> <p>令和〇〇年度農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業実施計画の提出について</p> <p><u>農地集積・集約化対策事業実施要綱</u>（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）第 12 の 1 の（1）に基づき、別添のとおり農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業実施計画を提出します。</p> <p>[略]</p>
---	--

改 正 後	改 正 前
<p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">農地中間管理機構事業</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 借受農地管理等事業</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 対象となる経費</p> <p>(1) 賃料については、機構が農地中間管理権を有する農用地等に係る支出額から収入額（機構が借り受けた後に条件整備が行われた農地における賃料上昇分を除きます。）を控除した額を対象とします。</p> <p>ただし、機構から転貸を受けた受け手から賃料の全部又は一部を受け取ることができなかった場合の経費は原則対象としません。（受け手が行方不明になっているなどやむを得ない理由により受け手から徴収できなかった場合の経費は対象とします。）</p> <p><u>また、新規就農者向けの研修用農用地等については機構が研修用として借り受けてから機構が研修を実施している間の期間（新規就農者等へ貸し付けた後の期間は除きます。）、新規就農者向けの就農農用地等については機構が就農用として借り受けてから新規就農者へ貸し付けるまでの期間の賃料を対象とします。</u></p> <p>(2) 保全管理経費については、機構が農地中間管理権を有する農用地等であって、機構が受け手に貸し付けていない農用地等の保全管理に要する経費のうち以下の経費を対象とします。</p> <p>ア 管理経費</p> <p>耕耘、除草、防除等に要する機械の借入料、光熱動力費、薬剤費その他資材費、雇用労賃、委託費<u>及び支障物の撤去費を対象とします。</u></p> <p><u>ただし、支障物の撤去費は、受け手が行方不明になっているなどやむを得ない理由により、次の受け手への貸付けに当たって、支障物を撤去するために必要な手続等を行った上で、機構が撤</u></p>	<p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">農地中間管理機構事業</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 対象となる経費</p> <p>(1) 賃料については、機構が農地中間管理権を有する農用地等に係る支出額から収入額（機構が借り受けた後に条件整備が行われた農地における賃料上昇分を除きます。）を控除した額を対象とします。</p> <p>ただし、機構から転貸を受けた受け手から賃料の全部又は一部を受け取ることができなかった場合の経費は原則対象としません。（受け手が行方不明になっているなどやむを得ない理由により受け手から徴収できなかった場合の経費は対象とします。）</p> <p>(2) 保全管理経費については、機構が農地中間管理権を有する農用地等であって、機構が受け手に貸し付けていない農用地等の保全管理に要する経費のうち以下の経費を対象とします。</p> <p>ア 管理経費</p> <p>耕耘、除草、防除等に要する機械の借入料、光熱動力費、薬剤費その他資材費、雇用労賃、委託費</p>

去しなければならない場合に限りです。

イ 土地改良区等から徴収される賦課金等

土地改良区から徴収される賦課金、水利組合等から徴収される水利費を対象とします。

(滞納金及び機構が貸し付けた後の期間に係る賦課金等は補助の対象外とします。)

ウ 共同出役に代えて支払う金銭

地域の農地、水利施設等の維持のための共同出役に代えて支払う金銭及び出役を委託する場合はその委託費を対象とします。

(3) 研修用の農業用ハウスに係る経費については、機構が農地中間管理権を有する農用地等に設置されたものであって、機構自らが行う新規就農者向けの研修事業に活用する農業用ハウスの設置時に要する資材費及び設置費を対象とします。

ただし、機構が研修を実施した後に、新規就農者等に貸し出す農業用ハウスに係る当該経費は対象としません。

[削る]

第3 農地中間管理事業等推進事業

1 都道府県推進事業

農地中間管理事業を推進するため、機構に対する指導、必要な会議の開催、基金の管理等の都道府県推進事業に要する経費を対象とします。

なお、具体的な事業費及び予算配分については、別記1別紙1の規定のとおりです。

2 農地中間管理機構運営事業

(1) 機構が借受希望者の募集、配分計画の作成、評価委員会の開催、委託契約業務、相談窓口業務、農地相談員による農地集積・集約化に向けた現場活動、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)附則第4条に基づく農地利用集積円滑化事業からの権利及び義務の承継等の機構の運営活動に要する経費及び業務委託費を対象とします。

なお、原子力災害被災12市町村集積・集約化等対策事業実施要綱(令和3年3月30日付け2経営第3385号農林水産事務次官依命通知)第3の1に定める原子力災害被災12市町村農地中間

イ 土地改良区等から徴収される賦課金等

土地改良区から徴収される賦課金、水利組合等から徴収される水利費

(滞納金及び機構が貸し付けた後の期間に係る賦課金等は補助の対象外とします。)

ウ 共同出役に代えて支払う金銭

地域の農地、水利施設等の維持のための共同出役に代えて支払う金銭及び出役を委託する場合はその委託費

[新設]

第3 農地集積奨励金交付事業

別記1別紙1により、農地集積奨励金を交付します。

第4 農地中間管理事業等推進事業

1 都道府県推進事業

農地中間管理事業を推進するため、機構に対する指導、必要な会議の開催、基金の管理等の都道府県推進事業に要する経費を対象とします。

なお、具体的な事業費及び予算配分については、別記1別紙2の規定のとおりです。

2 農地中間管理機構運営事業

(1) 機構が借受希望者の募集、配分計画の作成、評価委員会の開催、委託契約業務、相談窓口業務、現地コーディネーターによるコーディネート活動、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)附則第4条に基づく農地利用集積円滑化事業からの権利及び義務の承継等の機構の運営活動に要する経費及び業務委託費を対象とします。

なお、原子力災害被災12市町村集積・集約化対策事業実施要綱(令和3年3月30日付け2経営第3385号農林水産事務次官依命通知)第3の1に定める原子力災害被災12市町村農地中間管理機

管理機構事業に係る経費を本事業の補助対象から除きます。

(2) [略]

(3) なお、(1) 及び(2)に係る具体的な事業費及び予算配分については、別記1別紙1の規定のとおりです。

(4) 農地中間管理事業を推進するために配置する農地相談員については、農業、農地等に関する業務経験や現場活動に必要な能力(企業誘致、営農指導、地域に精通している等)を有し、地域の実情に応じて現場活動を行う者としてします。

(5) 農地相談員が活用するタブレットの仕様等については、別途、農林水産省と協議を行うものとします。

3 [略]

第4 企業参入促進事業

1 事業の内容

[略]

(1) 農業参入フェアの開催

[略]

(2) 農業参入フェアの内容

[略]

(3) 農業参入フェアの運営

ア・イ [略]

ウ フォローアップ調査の実施及び報告書の作成

農業参入フェアに参加した企業等に対して、その後の相談対応等の支援や参入状況を確認するための調査を当該年度内に継続的に実施するものとします。

また、企業の農業参入に向けた課題や解決策等を明確にするため、農業参入フェアを通じて情報収集に努めるとともに、来場者のうち農業参入した企業に対する取材等を実施するものとし、これらをまとめた報告書を作成するものとします。

2・3 [略]

構事業に係る経費を本事業の補助対象から除きます。

(2) [略]

(3) なお、(1) 及び(2)に係る具体的な事業費及び予算配分については、別記1別紙2の規定のとおりです。

[新設]

[新設]

3 [略]

第5 企業参入促進事業

1 事業の内容

[略]

(1) 企業参入フェアの開催

[略]

(2) 企業参入フェアの内容

[略]

(3) 企業参入フェアの運営

ア・イ [略]

ウ フォローアップ調査の実施及び報告書の作成

企業参入フェアに参加した企業等に対して、その後の相談対応等の支援や参入状況を確認するための調査を当該年度内に継続的に実施するものとします。

また、企業の農業参入に向けた課題や解決策等を明確にするため、企業参入フェアを通じて情報収集に努めるとともに、来場者のうち農業参入した企業に対する取材等を実施するものとし、これらをまとめた報告書を作成するものとします。

2・3 [略]

[削る]

別記1別紙1

農地集積奨励金

第1 機構が借り入れた農用地等に係る費用（別記1第2の事業に要する経費）への補助は、貸付率に応じて、下表のとおりとします。

<u>貸付率(%)</u>	<u>0以上55未満</u>	<u>55以上70未満</u>	<u>70以上85未満</u>	<u>85以上</u>
<u>補助率(%)</u>	<u>0</u>	<u>6.5</u>	<u>13</u>	<u>20</u>

第2 第1の貸付率については、毎年度12月末日時点で、次の計算により算出した数値とします。

$$\text{貸付率} = \frac{\text{(A)}}{\text{(B)}} \times 100$$

(A) = 機構が貸し付けている農用地等面積

(B) = 機構が借り受けている農用地等面積 - (X) - (Y)

(X) = 機構が借り受け、機構が賃料及び保全管理経費を負担していない農用地等の面積

(Y) = 機構が、新規就農者、新規参入者等（以下「新規就農者等」といいます。）へ転貸する農地をあらかじめ確保する目的で借り受けた農用地等の面積（(X)を除きます。）

第3

1 都道府県は、貸付率報告書（別記1様式）を作成し、1月末までに、地方農政局長等へ提出してください。

2 地方農政局長等は、1により提出された報告書を審査し、第1に記載するいずれの補助率(%)に該

	<p><u>当するかを、都道府県に通知します。</u></p> <p><u>3 機構は、第2の(X)及び(Y)の農用地等についての取り決めがされていることを確認できる書類等を整備するものとし、地方農政局長等の求めに応じて提出するものとします。</u></p>
<p><u>別記1別紙1</u></p> <p>第1 要綱本文<u>第13の1</u>に基づき、国から都道府県に対して交付する補助金の額は、1により算定された額とします。</p> <p>なお、<u>別表2の区分欄の2</u>の農地中間管理事業等推進事業の補助率欄の「定額」とは、「定額（7/10相当）」とします。</p> <p>第2～第4 [略]</p>	<p><u>別記1別紙2</u></p> <p>第1 要綱本文<u>第11の1</u>に基づき、国から都道府県に対して交付する補助金の額は、1により算定された額とします。</p> <p>なお、<u>別表2の区分欄の3</u>の農地中間管理事業等推進事業の補助率欄の「定額」とは、「定額（7/10相当）」とします。</p> <p>第2～第4 [略]</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>別記1別紙様式</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p><u>〇〇地方農政局長</u> <u>農林水産省経営局長 宛</u> <u>内閣府沖縄総合事務局長</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(〇〇都道府県知事)</u> 氏 名</p> <p style="text-align: center;"><u>令和〇〇年度農地中間管理機構の貸付率の報告について</u> <u>(農地集積奨励金交付事業)</u></p> <p><u>農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記1別紙1第3の1に基づき、農地中間管理機構の貸付率について、報告します。</u></p>

(単位：ha、%)

	累計 (ストック)
借受面積 (①)	
うち転貸面積 (②)	
うち管理面積	
うち費用負担のない面積 (③)	
うち新規就農者等へ転貸する目的で 借り受けた面積 (③を除く) (④)	
貸付率 (② / (① - ③ - ④))	

※面積については、ha 単位で、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで記載すること。

貸付率については、% 単位で、小数点第 2 位を切捨てし、小数点第 1 位まで記載すること。

添付資料：管理台帳（(X) 及び (Y) の面積が確認できるように記載）

(別記 2)

遊休農地解消緊急対策事業

第 1 目的

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、機構が遊休農地を借り受け、解消するために必要となる経費を支援します。

第 2 本事業の対象

- 農用地区域内の農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地とします。
- 機構が農地中間管理権（使用貸借のみとします。）を 10 年以上設定し、機構が遊休農地を借受け・解消した年度から翌年度までに貸付け又は研修事業への活用が見込まれる遊休農地を対象とします。

[新設]

<p><u>第3 対象となる経費</u></p> <p><u>草刈り、除礫、抜根（ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除きます。）、耕起・整地に係る経費その他必要と認められる経費を対象とします。</u></p> <p><u>ただし、「その他必要と認められる経費」については、事前に地方農政局等へ協議することとします。</u></p> <p><u>第4 交付単価及び交付額</u></p> <p><u>1 交付単価は、10アール当たり43千円を上限とします。</u></p> <p><u>2 交付額は、実際に遊休農地の解消に要した経費又は1の交付単価に本事業の対象となる遊休農地の解消面積を乗じた額のいずれか小さい方とします。</u></p>	
<p><u>(別記3-1)</u></p> <p>機構集積協力金交付事業（地域集積協力金交付事業等）</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1 地域集積協力金交付事業</p> <p>[削る]</p> <p>[略]</p> <p>[削る]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 機構集積協力金推進事業</p> <p>都道府県及び市町村が実施する<u>1から3までの協力金及び奨励金</u>の交付に要する経費を第8により補助します。</p>	<p><u>(別記2-1)</u></p> <p>機構集積協力金交付事業（地域集積協力金交付事業等）</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1 地域集積協力金交付事業</p> <p><u>(1) 集積タイプ</u></p> <p>[略]</p> <p><u>(2) 集約化タイプ</u></p> <p><u>地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けて、担い手同士による耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域に対し、第5により協力金を交付します。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 機構集積協力金推進事業</p> <p>都道府県及び市町村が実施する<u>1及び2の協力金</u>の交付に要する経費を第8により補助します。</p>

第4 [略]

第5 地域集積協力金交付事業

[削る]

1 交付対象地域

[略]

(1)～(4) [略]

[削る]

2 [略]

3 交付要件及び交付単価

[削る]

(1) 交付要件

ア 交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも10%以上であることが必要です。ただし、担い手が不足する地域であって、新規就農者等を受け入れ、目標年度(事業実施年度の翌々年度。以下同じです。)までに当該要件の達成に取り組む場合は5%以上とします。この場合、目標年度までに当該要件を達成するための具体的な計画(以下「目標達成計画」といいます。)を作成することが必要です。

(ア) [略]

(イ) 機構から転貸若しくは特定農作業委託又は機構を通じて特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積(計画を含みます。)から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託される前に担い手が耕作していた農地面積を差し引いた面積

第4 [略]

第5 地域集積協力金交付事業

本実施要綱の成立日の前日までに機構に貸し付けられた農地の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

1 交付対象地域

[略]

(1)～(4) [略]

(5) (1) の人・農地プランは、以下のいずれかに該当するものであること。

ア 人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン通知」といいます。)2の(1)の実質化された人・農地プランであること(同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含みます。)

イ アに該当しない場合は、人・農地プラン通知5の(1)の工程表の作成及び公表が行われていること(令和3年度に限る。)

2 [略]

3 交付要件及び交付単価

(1) 集積タイプ

ア 交付要件

a 集積タイプの交付を受けるためには、交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも10%以上であることが必要です。ただし、担い手が不足する地域であって、新規就農者等を受け入れ、目標年度までに当該要件の達成に取り組む場合は5%以上とします。この場合、目標年度(事業実施年度の翌々年度。以下同じです。)までに当該要件を達成するための具体的な計画(以下「目標達成計画」といいます。)を作成することが必要です。

(ア) [略]

(イ) 機構から転貸又は特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積(計画を含む。)から機構に貸し付けられる前に担い手が耕作していた農地面積を差し引いた面積

注1：[略]

注2：「新たに担い手に集積」とは、機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託された日の前年度の3月末時点から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託されるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸し付け又は特定農作業委託されること及びこれと一体的に機構を通じて担い手に特定農作業委託されることをいいます。

イ 機構を通じた農作業委託に取り組む場合

※
以下に該当するものであることが必要です。ただし、管理耕作を行っている農地は対象外とします。

(ア) 市町村及び機構に対して地域集積協力金参加申込書 (別記3-1様式第3号)を提出すること。

(イ)・(ウ) [略]

(2) 交付単価

ア 一般地域 (イの地域以外)

[略]

ただし、前年度以前に地域集積協力金 (令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ)の交付を受けており、かつ、再度交付申請する「地域」については、前回交付を受けた区分より高い区分で申請することとします (別記3-1別表1の2に掲げる区域は除きます)。

イ [略]

ウ 別記3-1別表1に掲げる市町村の地域等にあつては、ア及びイの交付単価に0.3万円/10aを加算します。ただし、機構を通じた農作業委託をした農地面積は除きます。

エ 機構を通じて農作業委託した農地面積の交付単価については、ア及びイの交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

(3) 中山間地域の交付単価の適用範囲等

ア (2)のイの中山間地域の交付単価を適用する「地域」は、以下の全てに該当する「地域」とします。

(ア)・(イ) [略]

注1：[略]

注2：「新たに担い手に集積」とは、機構に貸し付けられ、又は機構を通じてた農作業委託された日の前年度の3月末時点から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて農作業委託されるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸付け又は特定農作業委託されること及び当該担い手が機構を通じて農作業受託することをいいます。

b 機構を通じた農作業委託に取り組む場合

(ア) 市町村及び機構に対して地域集積協力金参加申込書 (別記様式第3号)を提出すること。

(イ)・(ウ) [略]

イ 交付単価

(ア) 一般地域 ((イ)の地域以外)

[略]

ただし、前年度以前に地域集積協力金の交付を受けており、かつ、再度交付申請する地域については、aの機構の活用率を10%超40%以下とします。

(イ) [略]

(ウ) 別記2-1別表1に掲げる市町村の地域等にあつては、(ア)及び(イ)の交付単価に0.3万円/10aを加算します。

(エ) 機構を通じて農作業委託した農地面積の交付単価については、(ア)及び(イ)の交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

ウ 中山間地域の交付単価の適用範囲等

(ア)イの(イ)の中山間地域の交付単価を適用する「地域」は、以下の全てに該当する「地域」とします。

a・b [略]

イ 一般地域内に中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号 農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 の集落協定又は個別協定の対象となる農地がある場合であつて、アの（ア）に該当する「地域」に限り、当該農地に対して中山間地域の交付単価を適用します。

（4） [略]

[削る]

4 交付額

（1）の「機構の活用率」に応じて、3の（2）に定める「交付単価」に（2）の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

なお、令和 3 年度に地域集積協力金交付事業の集積タイプにおいて交付を受けた農地面積のうち、本実施要綱の改正（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 2230 号）により差額が生じ、かつ令和 3 年度に当該差額の交付を受けなかった農地面積については、当該差額について令和 4 年度内の申請を可能とし、都道府県基金のみにより交付できることとします。

（イ） 一般地域内に中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号 農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 の集落協定又は個別協定の対象となる農地がある場合であつて、（ア）の aに該当する「地域」に限り、当該農地に対して中山間地域の交付単価を適用します。

エ [略]

（2）集約化タイプ

ア 交付要件

集約化タイプの交付を受けるためには、以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

（ア）「地域」の農地面積に占める同一の担い手が耕作する 1 ha 以上（中山間地域（（1）のウの（ア）の b に該当する「地域」）及び樹園地については 0.5ha 以上、北海道にあつては 6 ha 以

上。以下同じ。）の団地面積の割合が目標年度までに 20 ポイント以上増加すること。

（イ）同一の担い手が耕作する 1 ha 以上の団地面積の割合が 40%以上の「地域」において、担い手が耕作する団地又は独立する 1 筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が目標年度までに 1.5 倍以上となること。

イ 交付単価

（ア）機構の活用率が 40%超 70%以下：0.5 万円/10a

（イ）機構の活用率が 70%超：1.0 万円/10a

4 交付額

（1）の「機構の活用率」に応じて、3の（1）のイ及び3の（2）のイに定める各タイプの「交付単価」に（2）の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

なお、本実施要綱の成立日以降から令和 3 年度の 2 月末までに機構に貸し付けられた農地面積による「交付額」の取扱いについては、令和 3 年度においては、従前の例により算出される「交付額」による申請を可能とし、改正後の本実施要綱に応じた「交付額」と従前の例による「交付額」との差額については、令和 4 年度までの申請を可能とし、当該差額については、都道府県基金のみにより交付できることとします。

(1) 機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

[削る]

$$\text{機構の活用率（累積）} = \frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業委託総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

[削る]

注1：「機構への貸付総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積（再貸付等面積を含む合計面積）とします。

注2・注3：[略]

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

[削る]

$$\text{交付対象面積（貸付）} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付等面積}}{\text{貸付期間6年未満の農地面積}}$$

$$\text{交付対象面積（委託）} = \text{対象期間内の農作業委託面積}$$

[削る]

注1：農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条に基づく権利及び義務の承継の対象となった農地については、交付対象面積の算定に当たり「対象期間内の貸付面積」から除くものとします。なお、(1)の機構の活用率の算出の際は、当該農地を含めるものとします。

注2：「対象期間内の貸付面積」とは、原則、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の

(1) 機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

ア 集積タイプ

$$\text{機構の活用率（累積）} = \frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業委託総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

イ 集約化タイプ

$$\text{機構の活用率（累積）} = \frac{\text{機構への貸付総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

注1：「機構への貸付総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積（再貸付面積を含む合計面積）とします。

注2・注3：[略]

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

ア 集積タイプ

$$\text{交付対象面積（貸付）} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付等面積}}{\text{貸付期間6年未満の農地面積}}$$

$$\text{交付対象面積（委託）} = \text{対象期間内の農作業委託面積}$$

イ 集約化タイプ

$$\text{交付対象面積} = \text{対象期間内の転貸面積}$$

注1：農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条に基づく権利及び義務の承継の対象となった農地については、交付対象面積の算定に当たり「対象期間内の貸付面積」から除くものとします。なお、(1)の機構の活用率の算出の際は、当該農地を除く必要はありません。

注2：「対象期間内の貸付面積」とは、原則、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の

2月末までに機構に貸し付けられた農地面積とします。

ただし、令和3年度において、地域の話合いの開催時期や農作物の作期の都合等により、機構への農地の貸付けが2月末を跨いで順次行われた地域については、令和3年度の9月から令和4年度の8月までに機構に貸し付けられた農地面積を「対象期間内の貸付面積」として算定できるものとします。

なお、この取扱いは、令和3年度の2月末時点で集計した場合の交付額が、令和3年度の9月から令和4年度の8月までの機構への貸付面積（貸付予定面積を含みます。）で算定した場合の交付額を下回ることが見込まれる地域に限るものとします。

注3：[略]

注4：「対象期間内の農作業委託面積」とは、対象期間内の貸付面積以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構を通じて農作業委託した農地面積とします。

ただし、地域集積協力金（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けたことのある農地は対象外とします。

[削る]

5 [略]

6 交付金の返還

[削る]

市町村は、第9の2の目標年度において交付要件を満たしていない地域が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った地域集積協力金を当該地域に返還させることとします。

7 [略]

2月末までに機構に貸し付けられた農地面積とします。

ただし、地域の話合いの開催時期や農作物の作期の都合等により、機構への農地の貸付けが2月末を跨いで順次行われる地域については、事業実施年度の9月から事業実施年度の翌年度の8月までに機構に貸し付けられた農地面積を「対象期間内の貸付面積」として算定できるものとします。

なお、この取扱いは、2月末時点で集計した場合の交付額が、事業実施年度の9月から事業実施年度の翌年度の8月までの機構への貸付面積（貸付予定面積を含みます。）で算定した場合の交付額を下回ることが見込まれる地域に限るものとします。

注3：[略]

注4：「対象期間内の農作業委託面積」とは、対象期間内の貸付面積以外の農地面積であって、本実施要綱の成立日から令和3年度2月末までに機構を通じて農作業委託した農地面積とします。

ただし、過去に集積タイプの交付を受けた農地は対象外とします。

注5：「対象期間内の転貸面積」とは、原則、機構への貸付期間が6年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度（事業実施年度の翌々年度。以下同じです。）の2月末までに機構から転貸された農地面積とします。

ただし、過去に集約化タイプの交付を受けた農地は対象外とします。

5 [略]

6 交付金の返還

(1) 市町村は、3の(2)に取り組む「地域」において、目標年度の2月末時点における交付対象面積が、交付額算定時における交付対象面積に満たない場合は、交付を行った地域集積協力金の差額を当該地域に返還させることが必要です。

(2) 市町村は、第9の2の目標年度において交付要件を満たしていない地域が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った地域集積協力金を当該地域に返還させることが必要です。

7 [略]

第6 集約化奨励金交付事業

1 [略]

2 交付要件及び交付単価

(1) 交付要件

ア 以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア)「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地域(第5の3の(3)のアの(イ))に該当する「地域」)及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6ha以上。以下同じです。)の[※]団地面積の割合が目標年度までに10ポイント以上増加すること。

(イ)・(ウ) [略]

イ 機構を通じた農作業受託に取り組む場合

以下に該当するものであることが必要です。ただし、管理耕作を行っている農地は対象外とします。

(ア)市町村及び機構に対して集約化奨励金参加申込書(別記3-1様式第4号)を提出すること。

(イ) [略]

(2) 交付単価

ア 2の(1)の交付要件に応じて、以下のいずれかの交付単価とします。

区分1：2の(1)の(ア)・・・・・・・・・・1.0万円/10a

区分2：2の(1)の(イ)又は(ウ)・・・・3.0万円/10a

イ [略]

3 交付額

(1) [略]

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

第6 集約化奨励金交付事業

1 [略]

2 交付要件及び交付単価

(1) 交付要件

ア 以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア)「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地域(第5の3の(1)のウの(ア)のb)に該当する「地域」)及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6ha以上。以下同じです。)の[※]団地面積の割合が目標年度までに10ポイント以上増加すること。

(イ)・(ウ) [略]

イ 機構を通じた農作業受託に取り組む場合

[新設]

(ア)市町村及び機構に対して集約化奨励金参加申込書(別記様式第4号)を提出すること。

(イ) [略]

(2) 交付単価

ア 2の(1)の交付要件に応じて、以下のいずれかの交付単価とします。

区分1：4の(1)の(ア)・・・・・・・・・・1.0万円/10a

区分2：4の(1)の(イ)又は(ウ)・・・・3.0万円/10a

イ [略]

3 交付額

(1) [略]

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

ただし、集約化奨励金の交付を受けたことのある農地（令和元年度から令和3年度までにおいて、地域集積協力金交付事業のうち集約化タイプの交付を受けたことのある農地も同じです。）は対象外とします。

[略]

注1：「対象期間内の転貸面積」とは、機構への貸付期間が6年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに機構から転貸された農地面積とします。

注2：「新たに団地化した面積」とは、同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、事業実施年度の3月から目標年度の2月末までに増加した団地面積とします。

注3：「対象期間内の農作業受託面積」とは、「対象期間内の転貸面積」以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに機構を通じて農作業受託した農地面積とします。

4 [略]

5 交付金の返還

(1) 市町村は、第6の事業に取り組む「地域」において、目標年度の2月末時点における交付対象面積が、交付額算定時における交付対象面積に満たない場合は、交付を行った集約化奨励金の差額を当該地域に返還させることとします。

(2) 市町村は、第9の2の目標年度において交付要件を満たしていない「地域」が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った集約化奨励金を当該地域に返還させることとします。

6 留意事項

[削る]

第5の7に準ずることとします。

第7 経営転換協力金交付事業

1 [略]

2 交付要件

(1)～(3) [略]

ただし、地域集積協力金交付事業のうち集約化タイプの交付を受けたことのある農地は対象外とします。

[略]

注1：「対象期間内の転貸面積」とは、原則、機構への貸付期間が6年以上の農地であって、本実施要綱の成立日から目標年度の2月末までに機構から転貸された農地面積とします。

注2：「新たに団地化した面積」とは、原則、同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、事業実施年度の3月末時点から目標年度までに増加した団地面積とします。

注3：「対象期間内の農作業受託面積」とは、「対象期間内の転貸面積」以外の農地面積であって、本実施要綱の成立日から令和3年度の2月末までに機構を通じて農作業受託した農地面積とします。

5 [略]

6 交付金の返還

(1) 市町村は、第6の事業に取り組む「地域」において、目標年度の2月末時点における交付対象面積が、交付額算定時における交付対象面積に満たない場合は、交付を行った集約化奨励金の差額を当該地域に返還させることが必要です。

(2) 市町村は、第9の2の目標年度において交付要件を満たしていない「地域」が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った集約化奨励金を当該地域に返還させることが必要です。

7 留意事項

(1) 第5の3の(2)の集約化タイプ又は本事業のいずれかの交付を受けた「地域」は、同一年度に再度集約化タイプ及び本事業の交付は受けられません。

(2) その他については、第5の7に準ずることとします。

第7 経営転換協力金交付事業

1 [略]

2 交付要件

(1)～(3) [略]

(4) 遊休農地の所有者はこれを解消する必要があります。ただし、所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明した場合は、遊休農地の解消に係る交付要件を満たしたものとみなします。

(5)～(8) [略]

3 交付額

[略]

[削る]

令和4年度及び5年度の交付額

交付要件を満たす農地の合計×1.0万円/10a（上限25万円/戸）

なお、令和4年度及び5年度は、機構に貸し付けられた農地の全部又は一部が、機構に貸し付けられた日の属する年度と同一年度内に第5の地域集積協力金交付事業又は第6の集約化奨励金交付事業（以下「地域集積協力金交付事業等」といいます。）の交付申請を行う「地域」に含まれる場合についてのみ交付対象とします。

ただし、令和2年度の1月から令和3年度の12月末までに機構に貸し付けられ、令和3年度の1月から2月末までに本協力金の交付要件を満たした農地については、当該農地の全部又は一部が、令和3年度に地域集積協力金交付事業等の交付を受けた、又は令和4年度に地域集積協力金交付事業等の交付申請を行う「地域」に含まれている場合に限り交付対象とします。

4 交付金の交付

(1) 交付申請手続

1の交付対象者は、以下のいずれかの書類を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、同一年度内に地域集積協力金交付事業等の交付を受け、かつ本協力金の交付対象農地の最大の面積が含まれる「地域」の市町村に対し提出してください。

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者は「経営転換協力金交付申請書（別記3-1様式第1号）」

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は「経営転換協力金交付申請書（別記3-1様式第2号）」

※
(4) 遊休農地の所有者はこれを解消する必要があります。ただし、所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明した場合は、遊休農地の解消に係る交付要件を満たしたものとみなします。

(5)～(8) [略]

3 交付額

[略]

(1) 令和元年度から3年度までの交付額

交付要件を満たす農地の合計×1.5万円/10a（上限50万円/戸）

(2) 令和4年度及び5年度の交付額

交付要件を満たす農地の合計×1.0万円/10a（上限25万円/戸）

なお、令和4年度及び5年度は、第5の地域集積協力金交付事業と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象とします。

4 交付金の交付

(1) 交付申請手続

1の交付対象者は、以下のいずれかの書類を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、交付対象農地の面積が最大である市町村に対し提出してください。

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者は「経営転換協力金交付申請書（別記2-1様式第1号）」

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は「経営転換協力金交付申請書（別記2-1様式第2号）」

(2) 交付決定及び交付手続

市町村長は、交付対象者から提出のあった交付申請書の記載内容が交付要件を満たしていることを確認の上、3の交付額を交付対象者に対し交付します。

交付対象者が交付対象農地を複数市町村に所有している場合には、関係する市町村において情報交換を行い、申請のあった市町村が、全ての自作地分について交付を行います。

5 [略]

第8 [略]

第9 農地集積・集約化状況の報告等

1 [略]

2 都道府県は、1による報告を受けた場合は、その内容を点検し、農地集積・集約化の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と連携して、当該「地域」に対して適切な指導を行うものとします。

なお、地域集積協力金交付事業で目標達成計画の作成地域のうち、目標年度において交付要件を達成していない「地域」又は、集約化奨励金交付事業の実施地域のうち、目標年度において交付要件を満たしていない「地域」があった場合は、市町村に改善計画の作成を行わせるとともに、目標達成に向けた適切な指導を行うものとします。

都道府県は、この点検結果及び指導内容を地方農政局長等に対象年度の翌年度の7月末までに報告するものとします。

3・4 [略]

第10 農地流動化に係る補助金の取扱い

別記3-1別表2に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である利用権設定等期間（農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人との間で締結した白紙委任契約期間を含みます。）内に当該利用権（白紙委任契約）を解約した上で機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととします。

1・2 [略]

第11 その他留意事項

(2) 交付決定及び交付手続

市町村長は、交付対象者から提出のあった交付申請書の記載内容が交付要件を満たしていることを確認の上、3の交付額を交付対象者に対し交付します。

交付対象者が交付対象農地を複数市町村に所有している場合には、関係する市町村において情報交換を行い、交付対象者が最も多く自作地を所有している市町村が、全ての自作地分について交付を行います。

5 [略]

第8 [略]

第9 農地集積・集約化状況の報告等

1 [略]

2 都道府県は、1による報告を受けた場合は、その内容を点検し、農地集積・集約化の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と連携して、当該「地域」に対して適切な指導を行うものとします。

なお、集積タイプで目標達成計画の作成地域のうち、目標年度において交付要件を達成していない「地域」又は、集約化タイプ若しくは集約化奨励金交付事業の実施地域のうち、目標年度において交付要件を満たしていない「地域」があった場合は、市町村に改善計画の作成を行わせるとともに、目標達成に向けた適切な指導を行うものとします。

都道府県は、この点検結果及び指導内容を地方農政局長等に対象年度の翌年度の7月末までに報告するものとします。

3・4 [略]

第10 農地流動化に係る補助金の取扱い

別記2-1別表2に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である利用権設定等期間（農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人との間で締結した白紙委任契約期間を含みます。）内に当該利用権（白紙委任契約）を解約した上で機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととします。

1・2 [略]

第11 その他留意事項

<p>1 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別記<u>3-1</u>様式第1号から第4号までの別添により適切に取り扱うよう留意してください。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 都道府県は毎年度、第3の1の地域集積協力金交付事業及び<u>第3の2</u>の集約化奨励金交付事業の推進方針を作成し、市町村等の関係機関とともに計画的な推進活動を行うよう努めてください。</p> <p>5 [略]</p>	<p>1 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別記<u>2-1</u>様式第1号から第4号までの別添により適切に取り扱うよう留意してください。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 都道府県は毎年度、第3の1の地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業の推進方針を作成し、市町村等の関係機関とともに計画的な推進活動を行うよう努めてください。</p> <p>5 [略]</p>
<p>(別記<u>3-1</u>別表1・2) [略]</p>	<p>(別記<u>2-1</u>別表1・2) [略]</p>
<p><u>別記3-1</u>様式第1号・第2号 [略]</p>	<p><u>別記2-1</u>様式第1号・第2号 [略]</p>
<p><u>別記3-1</u>様式第3号</p> <p style="text-align: center;">地域集積協力金参加申込書 (農作業委託)</p> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] ・ また、①下記の記載内容については虚偽がないこと、②<u>今後、農地中間管理機構を活用し</u>、地域が目指す農地の集約化等に関する取組に参加すること、③リタイアする際には農地を<u>農地中間管理機構</u>に貸し付けることを誓約します。 <p style="text-align: right;"><u>「地域」名</u> <u>代表者名</u></p> <p>[略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農作業委託の内容</p> <p>[表略]</p> <p>(注1) [略]</p> <p>(注2) 期間は <u>10年</u>以上を設定してください。</p> <p>(注3) [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 記入欄が足りないときは、別紙として<u>参加申込書</u>に添付してください。</p> <p>※ 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。</p> <p>※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。</p> <p>※ 当該農作業委託をする農地が<u>新たに農作業受委託</u>されることがわかる書面(農作業受委託契約書等)を添付してください。</p> </div>	<p><u>別記2-1</u>様式第3号</p> <p style="text-align: center;">地域集積協力金参加申込書 (農作業委託)</p> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] ・ また、①下記の記載内容については虚偽がないこと、②地域が目指す農地の集約化等に関する取組に参加すること、③リタイアする際には農地を<u>機構</u>に貸し付けることを誓約します。 <p style="text-align: right;"><u>[新設]</u></p> <p>[略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農作業委託の内容</p> <p>[表略]</p> <p>(注1) [略]</p> <p>(注2) 期間は <u>10年間</u>以上を設定してください。</p> <p>(注3) [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 記入欄が足りないときは、別紙として<u>交付申請書</u>に添付してください。</p> <p>※ 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。</p> <p>※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。</p> <p>※ 当該農作業委託する農地が<u>農作業受託</u>されることがわかる書面(農作業受委託契約書等)を添付してください。</p> </div>

<p>(4) [略]</p>	<p>(4) [略]</p>
<p><u>別記3-1</u>様式第4号</p> <p style="text-align: center;">集約化奨励金参加申込書 (農作業受託)</p> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] ・ また、①下記の記載内容については虚偽がないこと、②<u>今後、農地中間管理機構を活用し</u>、地域が目指す農地の集約化等に関する取組に参加することを誓約します。 <p style="text-align: right;"><u>「地域」名</u> <u>代表者名</u></p> <p>[略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農作業受託の内容</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 記入欄が足りないときは、別紙として<u>参加申込書</u>に添付してください。</p> <p>※ 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。</p> <p>※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。</p> <p>※ 当該農作業受託をする農地が<u>新たに農作業受委託</u>されていることがわかる書面(農作業受委託契約書等)を添付してください。</p> </div> <p>(4) [略]</p>	<p><u>別記2-1</u>様式第4号</p> <p style="text-align: center;">集約化奨励金参加申込書 (農作業受託)</p> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] ・ また、①下記の記載内容については虚偽がないこと、②地域が目指す農地の集約化等に関する取組に参加することを誓約します。 <p style="text-align: right;">[新設]</p> <p>[略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農作業受託の内容</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 記入欄が足りないときは、別紙として<u>交付申請書</u>に添付してください。</p> <p>※ 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。</p> <p>※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。</p> <p>※ 当該農作業受託する農地が<u>農作業委託</u>されていることがわかる書面(農作業受委託契約書等)を添付してください。</p> </div> <p>(4) [略]</p>

(別記3-1 様式第1号から第4号までの別添)

個人情報取扱い (例)

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」及び「参加申込書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

[略]

[略]	農地集積・集約化等対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、 <u>農地利用効率化等支援交付金</u> 、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等 (※ その他追加すべき事業等がある場合は追加すること)
[略]	[略]

(別記2-1 様式第1号から第4号までの別添)

個人情報取扱い (例)

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

[略]

[略]	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、 <u>強い農業・担い手づくり総合支援交付金</u> 、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等 (※ その他追加すべき事業等がある場合は追加すること)
[略]	[略]

(別記3-2)

機構集積協力金交付事業（農地整備集約協力金交付事業）

第1～第3 [略]

第4 対象事業

本事業の対象は、農地耕作条件改善事業のうち、耕作条件実施要綱第3の1の地域内農地集積型又は第3の2の高収益作物転換型とします。

第5 交付要件

対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区は、以下のすべての要件を満たす必要があります。

(別記2-2)

機構集積協力金交付事業（農地整備集約協力金交付事業）

第1～第3 [略]

第4 対象事業

本事業の対象は、農地耕作条件改善事業のうち、耕作条件実施要綱第2の1の地域内農地集積型又は第2の2の高収益作物転換型とします。

第5 交付要件

対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区は、以下のすべての要件を満たす必要があります。

<p>1 [略]</p> <p>2 事業対象農地</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業対象農地の面積の合計は、10ヘクタール未満(中山間地域にあつては5ヘクタール未満)であること。なお、「中山間地域」とは、本事業に関して、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいいます。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を含む。)</p> <p>カ～ケ [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第6～第8 [略]</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 事業対象農地</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業対象農地の面積の合計は、10ヘクタール未満(中山間地域にあつては5ヘクタール未満)であること。なお、「中山間地域」とは、本事業に関して、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいいます。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ <u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。))</u></p> <p>カ～ケ [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第6～第8 [略]</p>
<p>(別記4)</p> <p style="text-align: center;">機構集積支援事業</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>1 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 農地の利用状況等の調査</p> <p>[略]</p> <p>ア 農地の利用状況等の調査</p>	<p>(別記3)</p> <p style="text-align: center;">機構集積支援事業</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>1 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 農地の利用状況等の調査</p> <p>[略]</p> <p>ア 農地の利用状況等の調査</p>

農地法第30条第1項、第2項及び第31条第2項に基づく農地の利用状況調査

イ 所有者等への利用意向調査

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 農地法第35条に基づく農地中間管理機構への通知及び必要な調整

(エ) [略]

(3)～(6) [略]

[削る]

(7) その他

(1) から (6) までに定める活動に関する次に掲げる活動に要する経費について支援します。

ア・イ [略]

2 農地の有効利用を図るための支援事業

農業委員会等が、優良農地の確保・農地の有効利用を図るために行う農業委員等の資質向上のための研修の実施等の活動に要する経費を支援します。

[削る]

[削る]

(1) 農業委員等の資質向上のための研修の実施等

ア・イ [略]

農地法第30条第1項、第2項及び第31条第2項に基づく農地の利用状況調査並びに第34条に基づく遊休農地等の農業上の利用の増進を図るために必要なあつせん及び農地の利用関係の調整

イ 所有者等への利用意向調査

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 農地法第35条に基づく農地中間管理機構等への通知及び必要な調整

(エ) [略]

(3)～(6) [略]

(7) 農地所有者等の意向確認調査

農業委員又は農地利用最適化推進委員による戸別訪問調査その他の方法により、農業委員会の区域の全部または一部の農地所有者等に対して、農地の管理・利用状況、将来の貸借等の意向、経営意向、後継者の有無等を確認するための調査(ただし、農地法(昭和27年法律第229号)第32条第1項に規定する利用意向調査を除く。)を実施する際に、農業委員会事務局において必要な次に掲げる経費を支援します(ただし、調査票の配布・改修等を委託する場合を除く。)

ア 調査票の作成・印刷

イ 農地の所有者等に対する調査票の配布・回収

ウ 調査結果の集計・分析、調査結果を踏まえた利用調整活動

(8) その他

(1) から (7) までに定める活動に関する次に掲げる活動に要する経費について支援します。

ア・イ [略]

2 農地の有効利用を図るための支援事業

農業委員会等が、優良農地の確保・農地の有効利用を図るために行う次に掲げる活動に要する経費を支援します。

(1) 人・農地プランの実質化に係る支援

人・農地プランの実質化の対象とする地区の農業者の年齢階層別の就農及び後継者の確保の状況等の地図による把握

(2) 農地集積の推進活動

ア 農地集積・集約化のための相談対応、利用調整活動等

イ 農業者、新規就農者、農業法人及び新たに農業に参入する企業等(以下「農業者等」といいます。)に対する集落座談会の開催等、農地の有効利用を促進するための掘り起こし活動

ウ アからウまでの活動状況や、地域における農地利用の最適化に向けた動き等の国への報告

(3) 農業委員等の資質向上のための研修の実施等

ア・イ [略]

(2) その他

(1) のア及びイに定める活動のほか、農地制度の適正な運用を図る観点から、地方農政局長等が特に必要と認めた活動

3 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

[略]

(1) 農業委員会等に対する支援

ア～エ [略]

オ 農業委員会が農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動を円滑に遂行するために実施する巡回等による支援

カ オを行うために必要な都道府県農業委員会ネットワーク機構の体制整備

(2)～(4) [略]

4 [略]

5 農地情報公開システム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、システム管理団体が行う農地情報公開システムの管理に必要な次に掲げる事業に要する経費を支援します。

(1) 農地情報公開システムの管理・運用

農地情報公開システムを管理・運用するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

ア・イ [略]

ウ 農地情報公開システムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応

エ その他農地情報公開システムの管理・運営に必要な取組

(2) 農地情報公開システムの保守・運用

農地情報公開システム管理事業のうち、農地情報公開システムの保守・運用については、システム管理団体が、農地情報公開システムの保守・運用を実施する事業者を公募の上選定することとし、選定された事業者が行う以下の農地情報公開システムの保守・運用の取組に要する経費を支援します。システム管理団体は、確実に農地情報公開システムの保守・運用を行うことができる事業者を選定し、事業者との契約に当たっては、公募随意契約により事業者と契約することとします。

ア～エ [略]

(3) 全国データベースの構築

農業委員会等が把握した農地の出し手・受け手の意向等の情報をデータベース化するため、次の機能を有するシステムの構築に必要な経費を支援します。

ア 農業委員会が把握した農地の出し手・受け手の意向等の情報を管理する機能

(4) その他

(1) から (3) までに定める活動のほか、農地制度の適正な運用を図る観点から、地方農政局長等が特に必要と認めた活動

3 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

[略]

(1) 農業委員会等に対する支援

ア～エ [略]

オ 農業委員会へのタブレット端末の貸出

[新設]

(2)～(4) [略]

4 [略]

5 農地情報公開システム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う農地情報公開システムの管理に必要な次に掲げる事業に要する経費を支援します。

(1) 農地情報公開システムの管理

農地情報公開システムを管理するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

ア・イ [略]

[新設]

ウ その他農地情報公開システムの管理に必要な取組

(2) 農地情報公開システムの保守・運用

農地情報公開システム管理事業のうち、農地情報公開システムの保守・運用については、全国農業委員会ネットワーク機構が、農地情報公開システムの保守・運用を実施する事業者を公募の上選定することとし、選定された事業者が行う以下の農地情報公開システムの保守・運用の取組に要する経費を支援します。全国農業委員会ネットワーク機構は、確実に農地情報公開システムの保守・運用を行うことができる事業者を選定し、事業者との契約に当たっては、公募随意契約により事業者と契約することとします。

ア～エ [略]

[新設]

イ アの情報をデータベース化し、市町村、農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関で共有する機能

ウ イのデータベースから条件に一致した情報を検索する機能

エ その他の必要な機能

(4) [略]

[削る]

第3 事業実施の要件

[略]

1 第2の1及び2の事業の要件

(1)～(6) [略]

[削る]

[削る]

2 [略]

第4 事業実施における留意事項

1 第2の1の事業の留意事項

(1) 農地の利用状況等の調査

遊休農地等のあっせん及び利用関係の調整に関し、関係機関又は所有者等との協議又は打合せ等

(3) [略]

(4) 農地情報公開システムにおけるRPAの開発整備・保守・運用の支援農地情報公開システムにおけるRPAの開発整備・保守・運用を支援するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

ア クラウド構築等RPAの開発整備に必要な取組

イ RPAの保守・運用に必要となるソフトウェア等の保守・運用

ウ RPAの保守・運用に必要となるサーバー設備等の保守・運用

オ シナリオ作成・変更等RPAの運用に必要な支援

カ その他RPAの開発整備・保守・運用に必要な取組

第3 事業実施の要件

[略]

1 第2の1及び2の事業の要件

(1)～(6) [略]

(7) 第2の1の(7)の調査の実施主体となる農業委員会においては、以下のいずれかを満たすことを要件とします。

① 農業委員会事務局に置かれた職員(臨時的に高揚した者を除く。以下同じ。)の人数が3名以下の農業委員会

② 農業委員会事務局に置かれた職員の人数が4名以上6名以下の農業委員会にあっては、専任の職員の数に、当該農業委員会の置かれた市町村の部局と兼任となっている職員の人数の1/2を加えた合計が、3以下である農業委員会

(8) 第2の2の(1)については、当該事業を実施する地区において、実施主体の農業委員会の置かれた市町村が人・農地プラン通知5の(1)の工程表に基づき実質化された人・農地プランを令和3年度までに作成・公表することを要件とします。

2 [略]

第4 事業実施における留意事項

1 第2の1の事業の留意事項

(1) 農地の利用状況等の調査

遊休農地等のあっせん及び利用関係の調整に関し、関係機関又は所有者等との協議又は打合せ等

を行った場合には、事業実施主体は、別記3様式第1号により調整した農地、協議・打合せ等の概要等必要な情報を速やかに記録の上、整理・保存してください。

(2) [略]

[削る]

2 第2の2の事業の留意事項

[削る]

(1) ~ (4) [略]

3 第2の3の事業の留意事項

(1) 農業委員会等に対する支援の留意事項

ア～オ [略]

カ 研修内容には、農地制度の適正な運用や農地利用の最適化の推進に関するもののほか、農地情報公開システムの活用、全国データベースの運用、タブレットの活用、農業経営の合理化、農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援並びに女性農業委員の活動に関することが含まれます。

キ・ク

ケ 農地情報公開システムに関する調査、指導及び助言には、全国データベースの運用及びタブレットの活用に係るものを含みます。

コ 農業委員会への支援において、都道府県農業委員会ネットワーク機構が活用するタブレットの仕様等については、別途、農林水産省と協議を行うものとします。

(2)・(3) [略]

4 [略]

を行った場合には、事業実施主体は、別記4様式第1号により調整した農地、協議・打合せ等の概要等必要な情報を速やかに記録の上、整理・保存してください。

(2) [略]

(3) 第2の1の(7)の農地所有者等の意向確認調査については、農業委員会は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の参加を得て調査を実施するものとします。また、当該調査の結果は、市町村、機構、都道府県農業委員会ネットワーク機構など関係機関への情報提供、地図による地域の現況把握、地域の話合いに出席した農業委員及び農地利用最適化推進委員が報告等を行う際に活用するよう努めるものとします。

(4) 第2の1の(7)の支援対象として、経営継承・発展等支援事業の交付を受けて、経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記2の第1の1の(1)に取り組む市町村の農業委員会は除きます。

2 第2の2の事業の留意事項

(1) 第2の2の(1)の支援対象として、経営継承・発展等支援事業の交付を受けて、経営継承・発展等支援事業実施要綱別記2の第1の1の(2)及び(4)に取り組む地区は除きます。また、支援対象経費は、地図の印刷に必要な消耗品費、プリンターのリース費用等の借料及び使用料並びに農業委員会の人件費に限ります。

(2) ~ (5) [略]

3 第2の3の事業の留意事項

(1) 農業委員会等に対する支援の留意事項

ア～オ [略]

カ 研修内容には、農地制度の適正な運用や農地利用の最適化の推進に関するもののほか、農地情報公開システムの活用、農業経営の合理化、農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援並びに女性農業委員の活動に関するものが含まれます。

キ・ク [略]

ケ 農業委員会へのタブレット端末の貸出について、農業委員会に貸し出すタブレット端末の契約は、全国農業委員会ネットワーク機構が、都道府県農業委員会ネットワーク機構の利用台数の要望を把握した上で、一括して調達を行うものとします。なお、全国農業委員会ネットワーク機構は、契約の方法仕様書の内容等について事前に農林水産省と協議を行うものとします。

コ 第2の3(1)のオの事業の対象経費は、タブレット端末のリース費用等の賃料及びインターネットに接続するための通信料に限ります。

(2)・(3) [略]

4 [略]

5 第2の5の事業の留意事項

(1) システム管理団体は、次の取組を実施する場合、事前に農林水産省と協議を行うものとします。

①・② [略]

(2)～(4) [略]

(5) 第2の5の(3)の全国データベースの構築後は、農地利用最適化推進委員等による円滑な農地等の出し手・受け手の意向把握等を行うことができるよう研修を行うものとします。

(6) システム管理事業団体は、(4)のアンケート結果を研修毎に取りまとめ、速やかに経営局長に報告することとします。

(7) 第2の5の(1)のイの研修会に出席した農業委員会等は、事業実施年度末又はシステム管理事業完了報告書の提出日の10日前のいずれか早い日の時点で、当該時点での最新かつ正確な情報に農業委員会サポート等システムを更新するものとします。

(8) システム管理事業団体は、第2の5の(4)の事業を実施する事業者（以下「照合変換作業事業者」といいます。）を公募の上選定することとし、選定された照合変換作業事業者に照合作業に要する経費を交付します。照合変換作業事業者との契約に当たっては、公募随意契約により契約することとし、確実に照合変換作業を実施できる照合変換作業事業者を選定するものとします。

[削る]

[削る]

[削る]

第5 定期報告

1 第2の1、2及び3の事業の定期報告

(1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について別記4様式第2号により、1月15日までに都道府県知事に報告してください。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体から事業の実施状況の報告を受けた場合には、別記4様式第3号

5 第2の5の事業の留意事項

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は、次の取組を実施する場合、事前に農林水産省と協議を行うものとします。

①・② [略]

(2)～(4) [略]

[新設]

(5) 全国農業委員会ネットワーク機構は、(4)のアンケート結果を研修毎に取りまとめ、速やかに経営局長に報告することとします。

(6) 第2の5の(1)のイの研修会に出席した農業委員会等は、事業実施年度末又は全国ネットワーク機構事業完了報告書の提出日の10日前のいずれか早い日の時点で、当該時点での最新かつ正確な情報に農地情報公開システムを更新するものとします。

(7) 全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の5の(3)の事業を実施する事業者（以下「照合変換作業事業者」といいます。）を公募の上選定することとし、選定された照合変換作業事業者に照合作業に要する経費を交付します。照合変換作業事業者との契約に当たっては、公募随意契約により契約することとし、確実に照合変換作業を実施できる照合変換作業事業者を選定するものとします。

(8) 全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の5の(4)の事業を実施する事業者（以下「RPA取扱事業者」といいます。）を公募の上選定することとし、選定されたRPA取扱事業者に開発整備・保守・運用の取組に要する経費を交付します。

(9) 全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の5の(4)の事業を実施する場合、事業を効果的に実施する観点から、(7)の選定されたRPA取扱事業者、第2の5の(2)の事業を実施する事業者及び全国農業委員会ネットワーク機構の技術担当者並びに農林水産省職員の委員で構成されるRPA促進委員会を設置するとともに、同委員会での検討結果を踏まえて事業を実施することとします。

(10) 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施期間中の各月末日までの事業の取組状況について別記3様式第2号により、翌月10日までに農林水産省に報告してください。

第5 定期報告

1 第2の1、2及び3の事業の定期報告

(1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について別記3様式第3号により、1月15日までに都道府県知事に報告してください。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体から事業の実施状況の報告を受けた場合には、別記3様式第4号

<p>によりとりまとめたものを1月末までに地方農政局長等に報告してください。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 第2の4及び5の事業の定期報告</p> <p>(1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について、<u>第2の4の事業にあっては別記4様式第4号、第2の5の事業にあっては別記4様式第5号</u>により、1月末までに経営局長に報告してください。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>第6 農業委員等の活動の管理</p> <p>1 第2の1、2及び3の事業の管理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業実施主体は、(1)により報告があった場合は、速やかに<u>別記4</u>様式第6号による活動管理簿に記載し、その活動を的確に把握・管理してください。</p> <p>2 第2の4の事業の管理</p> <p>(1) 第2の4のイの調査員は、毎年度、活動計画 (<u>別記4</u>様式第7号)を作成し、全国農業委員会ネットワーク機構の長の了承を得るものとします。また、事業実施主体は、了承された活動計画を速やかにホームページに掲載するものとします。</p> <p>(2) 事業実施主体は、調査員の活動日誌 (<u>別記4</u>様式第8号)を備え、調査員の活動内容(日時、活動内容等)を記録・保存し、各四半期の終了する月の翌月末までにホームページに掲載するとともに、経営局長に報告するものとします。</p> <p>第7～第9 [略]</p>	<p>によりとりまとめたものを1月末までに地方農政局長等に報告してください。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 第2の4及び5の事業の定期報告</p> <p>(1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について<u>別記3様式第5号</u>により、1月末までに経営局長に報告してください。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>第6 農業委員等の活動の管理</p> <p>1 第2の1、2及び3の事業の管理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業実施主体は、(1)により報告があった場合は、速やかに<u>別記3</u>様式第6号による活動管理簿に記載し、その活動を的確に把握・管理してください。</p> <p>2 第2の4の事業の管理</p> <p>(1) 第2の4のイの調査員は、毎年度、活動計画 (<u>別記3</u>様式第7号)を作成し、全国農業委員会ネットワーク機構の長の了承を得るものとします。また、事業実施主体は、了承された活動計画を速やかにホームページに掲載するものとします。</p> <p>(2) 事業実施主体は、調査員の活動日誌 (<u>別記3</u>様式第8号)を備え、調査員の活動内容(日時、活動内容等)を記録・保存し、各四半期の終了する月の翌月末までにホームページに掲載するとともに、経営局長に報告するものとします。</p> <p>第7～第9 [略]</p>
<p>(<u>別記4</u>別添)</p> <p>人・農地プランに係る個人情報の取扱いについて</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>※ 各種関連事業とは、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資事業(経営開始型)、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業(スーパーL資金金利負担軽減措置)、担い手経営発展支援金融対策事業(スーパーL資金金利負担軽減措置)、経営所得安定対策等交付金、経営所得安定対策等推進事業、<u>農地集積・集約化等対策事業</u>、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村振興交付金、国営かんがい排水事業のうち国営水利システム再編事業(農地集積促進型)、水利施設等保全高度化事業、<u>農地利用効率化等支援交付金</u>、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対</p>	<p>(<u>別記3</u>別添)</p> <p>人・農地プランに係る個人情報の取扱いについて</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>※ 各種関連事業とは、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資事業(経営開始型)、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業(スーパーL資金金利負担軽減措置)、担い手経営発展支援金融対策事業(スーパーL資金金利負担軽減措置)、経営所得安定対策等交付金、経営所得安定対策等推進事業、<u>農地集積・集約化対策事業</u>、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村振興交付金、国営かんがい排水事業のうち国営水利システム再編事業(農地集積促進型)、水利施設等保全高度化事業、<u>強い農業・担い手づくり総合支援交付金</u>、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防</p>

策交付金、食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進及び6次産業化施設整備事業）、農地売買等支援事業等をいいます。
また、各種関連事業に名称変更があった場合は名称変更後の事業も対象とします。

止総合対策交付金、食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進及び6次産業化施設整備事業）、農地売買等支援事業等をいいます。
また、各種関連事業に名称変更があった場合は名称変更後の事業も対象とします。

(別紙) 農業委員会→農業者向け

個人情報の取扱い (例)

[略]

機構集積支援事業に係る個人情報の取扱いについて

[略]

事業等 (注1)	経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、経営所得安定対策等交付金、経営所得安定対策等推進事業、 <u>農地集積・集約化等対策事業</u> 、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村振興交付金、国営かんがい排水事業のうち国営水利システム再編事業（農地集積促進型）、水利施設等保全高度化事業、 <u>農地利用効率化等支援交付金</u> 、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進及び6次産業化施設整備事業）、農地売買等支援事業、農林水産統計調査 等 (※ その他追加する事業等があれば明確にすること)
[略]	[略]

[略]

(別紙) 農業委員会→農業者向け

個人情報の取扱い (例)

[略]

機構集積支援事業に係る個人情報の取扱いについて

[略]

事業等 (注1)	経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、経営所得安定対策等交付金、経営所得安定対策等推進事業、 <u>農地集積・集約化対策事業</u> 、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村振興交付金、国営かんがい排水事業のうち国営水利システム再編事業（農地集積促進型）、水利施設等保全高度化事業、 <u>強い農業・担い手づくり総合支援交付金</u> 、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進及び6次産業化施設整備事業）、農地売買等支援事業、農林水産統計調査 等 (※ その他追加する事業等があれば明確にすること)
[略]	[略]

[略]

別記4様式第1号 [略]

別記3様式第1号 [略]

[削る]

別記3様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省 宛

(団体名)

(代表者名) 印

RPA事業に係る取組状況報告書

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号）別記3の第4の5の（9）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 本事業に係る取組状況

2 本事業に係る取組スケジュール

3 本事業の成果・効果

（本事業により作業の効率化につながった事例等を記載してください。）

4 新たな課題等

（該当があれば記載してください。）

別記4様式第2号

定期報告書（第3四半期末時点）

〇〇農業委員会

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業実績定期報告

〔略〕	農地の利用状況等の調査					〔略〕
〔略〕	利用状況調査	利用意向調査	〔削る〕	農地中	〔略〕	〔略〕

別記3様式第3号

定期報告書（第3四半期末時点）

〇〇農業委員会

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業実績定期報告

〔略〕	農地の利用状況等の調査					〔略〕
〔略〕	利用状況調査	利用意向調査	遊休農	農地中	〔略〕	〔略〕

	研 修			中央研修会		女性農業委員登用等活動		<u>が農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動を円滑に遂行するために実施するための巡回等による支援</u>	
[略]	開催回数	参加者数	研修内容	出席回数	出席者数	実施回数	活動内容	<u>延べ巡回日数</u>	
[略]	回	人		回	人	回		日	
農地に関する情報の整理及び農業者等への提供				農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席					
情報整理		情報提供							
実績件数		実績件数		開催回数	会議内容	出席者数			
件		件		回		人			
<u>〔削る〕</u>			その他活動						
<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	事業内容	進捗状況					
<u>〔削る〕</u>									

〔削る〕

別記4様式第3号

定期報告書（第3四半期末時点）

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業実績定期報告

[略]	農地の利用状況等の調査					[略]
[略]	利用状況調査	利用意向調査	<u>〔削る〕</u>	農地中	[略]	[略]

	研 修			中央研修会		女性農業委員登用等活動		
[略]	開催回数	参加者数	研修内容	出席回数	出席者数	実施回数	活動内容	[新設]
[略]	回	人		回	人	回		[新設]
農地に関する情報の整理及び農業者等への提供				農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席				
情報整理		情報提供						
実績件数		実績件数		開催回数	会議内容	出席者数		
件		件		回		人		
<u>タブレットの貸出</u>			その他活動					
<u>貸出台数</u>	<u>貸出時期</u>	<u>利用目的</u>	事業内容	進捗状況				
<u>台</u>								

〔注1〕タブレットの貸出の利用目的（利用実績）には、総会や研修等、具体的にどの業務で利用するか（完了報告においては利用した実績）を記入してください。

別記3様式第4号

定期報告書（第3四半期末時点）

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業実績定期報告

[略]	農地の利用状況等の調査					[略]
[略]	利用状況調査	利用意向調査	<u>遊休農</u>	農地中	[略]	[略]

	管内農地面積	利用意向調査対象面積				間管理機構への通知			
		1号該当	2号該当	第32条	第33条				
[略]	ha	ha	件	件	件	[削る]	件	[略]	[略]
[略]									
[略]	委員会		委員会		[削る]	委員会	[略]	[略]	

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業実績定期報告

[略]	[削る]	[削る]	[削る]		農業委員等の資質向上のための活動	[略]				
	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]						
	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]			[削る]	開催回数	参加者数	研修内容
							回	人		
	[削る]	[削る]		[削る]	委員会		[略]			

[削る]

	管内農地面積	利用意向調査対象面積				間管理機構等への通知			
		1号該当	2号該当	第32条	第33条				
[略]	ha	ha	件	件	件	[削る]	件	[略]	[略]
[略]									
[略]	委員会		委員会		[削る]	委員会	[略]	[略]	

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業実績定期報告

[略]	<u>人・農地プランの実質化に係る支援</u>				<u>農地集積の推進活動</u>	農業委員等の資質向上のための活動	[略]			
	<u>地図作成に係る対象地区・集落（人・農地プランの作成単位）の数</u>									
	<u>うち工程表の作成状況</u>		<u>うち実質化された人・農地プランの作成状況</u>							
	<u>未公表の数</u>	<u>公表済み数</u>	<u>未公表の数</u>	<u>公表済み数</u>	<u>活動内容</u>	開催回数	参加者数	研修内容	[略]	
							回	人		
	委員会		委員会		委員会	委員会		[略]		

(注1) 人・農地プランの実質化に係る支援については、「地図作成に係る対象地区・集落（人・農地プランの作成単位）の数」は、事業実施計画において記載した地区・集落の数と一致するよう記載してください。

〔削る〕

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業実績定期報告 ○○都道府県農業委員会ネットワーク機構

〔略〕	農業委員等に対する研修等の実施							農業委員会 が農地等の 出し手・受 け手の意向 把握等の農 地利用最適 化活動を円 滑に遂行す るために実 施するため の巡回等に よる支援
	研 修		中央研修会		女性農業委員登用等 活動			
〔略〕	開催 回数	参加 者数	研修 内容	出席 回数	出席 者数	実施 回数	活動 内容	延べ巡回日 数
〔略〕	回	人		回	人	回		日
農地に関する情報の整理及び農業者等 への提供			農業委員会ネットワーク業務を行 うための会議への出席					
情報整理		情報提供						
実績 件数	実績 件数	開催 回数	会議 内容	出席 者数				
件	件	回		人				
〔削る〕			その他活動					
〔削る〕	〔削る〕	〔削る〕	事業	進捗				

(注2) 「地図作成に係る対象地区・集落（人・農地プランの作成単位）の数」は、「うち工程表の作成状況」に記載する「未公表の数」と「公表済みの数」の合計と一致するよう記載するとともに、「うち実質化された人・農地プランの作成状況」に記載する「未公表の数」と「公表済みの数」の合計と一致するよう記載してください。

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業実績定期報告

〔略〕	農業委員等に対する研修等の実施							〔新設〕
	研 修		中央研修会		女性農業委員登用等 活動			
〔略〕	開催 回数	参加 者数	研修 内容	出席 回数	出席 者数	実施 回数	活動 内容	〔新設〕
〔略〕	回	人		回	人	回		〔新設〕
農地に関する情報の整理及び農業者等 への提供			農業委員会ネットワーク業務を行 うための会議への出席					
情報整理		情報提供						
実績 件数	実績 件数	開催 回数	会議 内容	出席 者数				
件	件	回		人				
タブレットの貸出			その他活動					
貸出	貸出	利用	事業	進捗				

			内容	状況
[削る]				

[削る]

別記4様式第4号

令和〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）

全国的な農地利用調整活動等

[略]

[削る]

<u>台数</u>	<u>時期</u>	<u>目的</u>	内容	状況
<u>台</u>				

(注1) タブレットの貸出の利用目的（利用実績）には、総会や研修等、具体的にどの業務で利用するか（完了報告においては利用した実績）を記入してください。

別記3様式第5号

令和〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）

I 全国的な農地利用調整活動等

[略]

II 農地情報公開システム管理事業

1 農地情報公開システムの管理

(1) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整

<u>実施時期</u>	<u>農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構</u>	<u>活動内容</u>

(2) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する研修会の実施等

ア 研修会の実施

<u>研修会名</u>	<u>開催時期</u>	<u>開催場所</u>	<u>研修内容</u>	<u>参加人数</u>	<u>講師</u>

イ 指導・助言

<u>指導・助言の実施状況</u>		<u>指導・助言の内容</u>	
<u>農業委員会等数</u>	<u>都道府県農業委員会ネットワーク機構数</u>	<u>農業委員会等</u>	<u>都道府県農業委員会ネットワーク機構</u>

(3) その他

<u>活動内容</u>	<u>現状の問題点及び左記の活動を実施する（実施した）ことによる効果（具体的に）</u>	<u>備考</u>

※ この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

2 農地情報公開システムの保守・運用

(1) 農地情報公開システムの保守・運用の概要

<u>概 要</u>	

(2) 農地情報公開システムの保守・運用の状況

<u>時 期</u>	<u>事 項</u>
<u>○月</u>	

※ 事項には、別記3の第2の5の(2)の(ア)から(エ)までの取組内容について、簡潔に記載すること。

3 農地情報公開システムを活用した照合作業の支援

農地情報公開システムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業支援

<u>時 期</u>	<u>事 項</u>
<u>○月</u>	

※ 事項には、別記3の第2の5の(3)のア及びイの取組内容について、簡潔に記載すること。

4 RPAの開発整備・保守・運用

(1) RPAの開発整備・保守・運用の概要

<u>概 要</u>	

(2) RPAの開発整備・保守・運用の実施計画（完了報告）

時 期	事 項
○月	

※ 事項には、別記3の第2の5の(4)のアからオまでの取組内容について、簡潔に記載すること。

別記4様式第5号

令和〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）

農地情報公開システム管理事業

1 農地情報公開システムの管理・運営

(1) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整

実施時期	農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構	活動内容

(2) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する研修会の実施等

ア 研修会の実施

研修会名	開催時期	開催場所	研修内容	参加人数	講師

イ 農地情報公開システムの更新状況

都道府県	研修会出席農業委員会等数	
	うち更新農業委員会等数	

(注)「うち更新農業委員会等数」には、事業実施年度末時点又は完了報告書の報告日の10日前のいずれか早い日の時点で農地情報公開システムが最新かつ正確な情報に更新されている農業委

[新設]

委員会等数を記載

イ 指導・助言

指導・助言の実施状況		指導・助言の内容	
農業委員会等数	都道府県農業委員会 ネットワーク機構数	農業委員会等	都道府県農業委員会 ネットワーク機構

(3) 農地情報公開システムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応状況及び体制整備方針に対する対応状況

(4) 事業の適正な実施に向けた対応状況等

ア 継続した情報の更新が行われない農業委員会等への対応状況

イ 法定項目が登録されていない農業委員会等への対応状況

ウ 都道府県農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構による利活用に向けた対応状況

エ 農地情報公開システムの運営状況を踏まえ、必要な対策を講じ、運用を見直すために必要な体制整備方針に対する対応状況

(5) その他

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施する(実施した)ことによる効果(具体的に)	備考

(注) この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

2 農地情報公開システムの保守・運用

(1) 農地情報公開システムの保守・運用の概要

概 要	
-----	--

(2) 農地情報公開システムの保守・運用の状況

時 期	事 項
○月	

(注) 「事項」欄には、別記4の第2の5の(2)のAからEまでの取組内容について、簡潔に記載すること。

3 全国データベースの構築

(1) 全国データベース構築の実施方針に対する対応状況

--

(2) 全国データベース構築の実施状況

時 期	事 項
○月	

(3) 全国データベース構築後の関係機関への周知・教育方針に対する対応状況

概 要	
-----	--

4 農地情報公開システムを活用した照合作業の支援

農地情報公開システムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業支援

時期	事項
○月	

(注) 「事項」欄には、別記4の第2の5の(4)のア及びイの取組内容について、簡潔に記載すること。

別記4様式第6号～別記4様式第8号〔略〕

別記3様式第6号～別記3様式第8号〔略〕

〔削る〕

〔別記4〕

農地情報一元的管理加速化事業

第1 目的

デジタル改革を推進するため、農地法の許可等の申請書類の対面での内容確認、現地での実地調査等の農業委員会の事務処理を早急にデジタル化し、業務を効率的かつ効果的に遂行できるようにする必要がありますことから、次の事業に必要な経費を支援します。

第2 事業の内容

農地情報公開システムと申請サービス及び地理情報システムとを連携するため、農地情報公開システムについて次の改修に必要な経費を支援します。

- 1 地理情報システムの地図情報、ポリゴン情報、衛星・航空写真等を農地情報公開システムで利用できるシステムの構築
- 2 申請サービスの申請情報を農地情報公開システムに反映する機能の追加
- 3 2で農業委員会等が行った申請処理結果を申請サービス及び地理情報システムに反映する機能の追加
- 4 地理情報システムで管理する農地情報を農地情報公開システムで利用する機能の追加
- 5 その他本事業を実施するために必要なシステム改修

第3 事業実施における留意事項

- 1 全国農業委員会ネットワーク機構は、交付決定後速やかに改修に係る仕様書を作成し、システム改

修事業者、全国農業委員会ネットワーク機構、農林水産省の委員で構成する農地情報公開システム改修管理委員会（以下「改修委員会」という。）の承認を受けるものとします。

2 全国農業委員会ネットワーク機構は、農地情報公開システムの改修の実施に当たり、プロジェクト実施計画書、WBS（Work Breakdown Structure）、設計書等の農林水産省が指定する重要なドキュメントについて、改修委員会の承認を受けるものとします。

3 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施期間中の各月末日までの事業の取組状況について、システム技術についての専門的な知見を有する者（全国農業委員会ネットワーク機構の職員及びシステム改修事業者を除く。以下「有識者」という。）の意見を添付した上で、別記4様式により翌月10日までに経営局長に報告してください。

4 全国農業委員会ネットワーク機構は、3で報告した取組状況が1月以上遅延する場合は、速やかに改修委員会を開催し、対応方針等を検討するものとします。

5 全国農業委員会ネットワーク機構は、システム改修の過程で行う各テストで想定する結果が出力されないなど、インシデントが発生し、かつ対応策を速やかに策定できない場合、当該インシデントの深刻化を未然に防ぐ観点から、速やかに農林水産省へ連絡するとともに、有識者に解決策を求めるものとします。

6 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業者からの成果物の受入試験を実施する際は、全国農業委員会ネットワーク機構、農林水産省のチーム員で構成する受入試験チームによりあらかじめ定められた要件を満たしているかを確認し、受入試験チームが要件を満たしていないと判断した場合は、システム改修事業者の責において必要な改修を行うものとします。

第4 事業に要する経費の使途

事業に要する経費の使途は、別表2の7に掲げる内容とします。

第5 事業の透明性の確保

全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施に当たって、事業実施計画、事業実績報告、各種会議の資料等について、ホームページ、広報誌等により公開してください。

第6 個人情報の安全管理について

	<p style="text-align: center;"><u>全国農業委員会ネットワーク機構は、個人情報の取得、利用、管理及び提供等を行う場合には、個人情報に関する法令等を遵守し、本事業を通じて取得した個人情報の管理について、情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の必要かつ適切な措置を講じてください。</u></p>
<p>[削る]</p>	<p>別記4様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 宛</p> <p style="text-align: right;">(団体名) (代表者名)</p> <p style="text-align: center;"><u>農地情報一元的管理加速化事業に係る取組状況報告書</u></p> <p><u>農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号）別記4の第3の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>本事業のスケジュールと進捗状況</u></p> <p>2 <u>課題とその対応状況</u></p> <p>3 <u>リスクの管理状況</u></p>
<p>(別記5)</p> <p style="text-align: center;">農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業</p>	<p>(別記5)</p> <p style="text-align: center;">農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業</p>

第1～第3 [略]

第4 事業に要する経費の使途

事業に要する経費の使途は、別表2の7に掲げる内容とします。

第5 [略]

第1～第3 [略]

第4 事業に要する経費の使途

事業に要する経費の使途は、別表2の8に掲げる内容とします。

第5 [略]